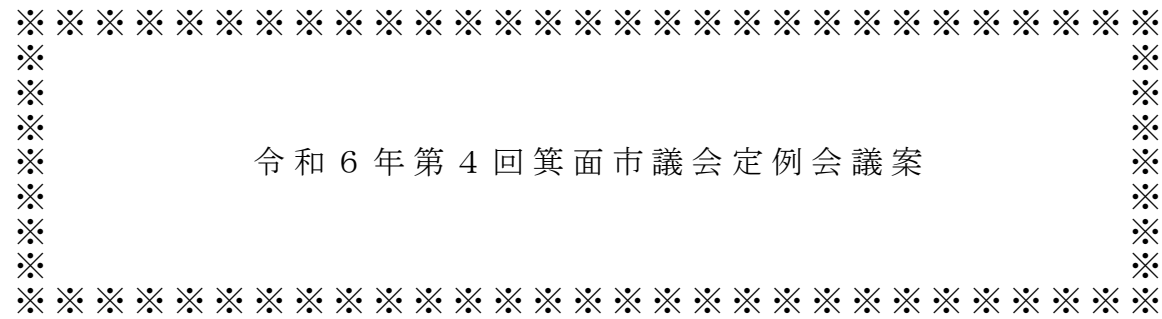




令和 6 年第 4 回箕面市議会定例会議案

箕 面 市

令和6年第4回箕面市議会定例会議案

報告第29号	専決処分の報告の件（事故に係る損害賠償請求に関する和解）	5
第108号議案	工事請負契約締結の件（（仮称）消防分署中部拠点整備工事）	6
第109号議案	工事請負契約一部変更の件（箕面萱野駅前南側交通広場他整備工事）	7
第110号議案	財産の無償貸付及び減額貸付の件	8
第111号議案	納付金等支払請求並びに動産の引渡し及び撤去請求に係る訴えの提起の件	11
第112号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立市民活動センター）	13
第113号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立市民文化ホール）	14
第114号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立萱野中央人権文化センター）	15
第115号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立桜ヶ丘人権文化センター）	16
第116号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立青少年教学の森野外活動センター）	17
第117号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立生涯学習センター）	18

第118号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立障害者福祉センター）	19
第119号議案	指定管理者の指定の件（箕面市立老人デイサービスセンター）	20
第120号議案	箕面市一般職の職員の給与に関する条例及び箕面市職員退職手当条例改正の件	21
第121号議案	箕面市立コミュニティセンター条例改正の件	36
第122号議案	箕面市立障害者自立支援センター条例の一部を改正する条例改正の件	40
第123号議案	箕面市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例改正の件	42
第124号議案	箕面市道路占用料条例等改正の件	43
第125号議案	令和6年度箕面市一般会計補正予算（第7号）	80
第126号議案	令和6年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第2号）	102
第127号議案	令和6年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第2号）	109
第128号議案	令和6年度箕面市ボートレース事業会計補正予算（第1号）	116
第129号議案	箕面市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	121

諮問第2号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件…………… 123

諮問第3号 人権擁護委員の推薦について意見を求める件…………… 125

報告第 29 号

専決処分の報告の件

損害賠償請求に関する和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次の 1 件の内容の和解を専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 12 月 2 日提出

箕面市長 原 田 亮

1 市道の管理に係る損害賠償請求に関する和解（令和 6 年 11 月 7 日専決）

- (1) 事故発生日時 令和 6 年 9 月 18 日 午後 7 時頃
- (2) 事故発生場所 箕面市半町三丁目 508 番地先 市道南大同南線路上
- (3) 相手方 箕面市在住の個人
- (4) 事故の状況 上記日時・場所において、相手方が自転車で横断側溝に設置されたグレーチングの上を走行したところ、当該グレーチングの隙間に同車両の前輪がはまり、タイヤ等を破損させたものである。
- (5) 和解の内容 本件事故による相手方の損害額は、32,302 円とし、市は、相手方に 16,151 円を支払う。
- (6) 和解年月日 令和 6 年 11 月 7 日

第 1 0 8 号議案

工事請負契約締結の件

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

箕面市長 原 田 亮

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | (仮称) 消防分署中部拠点整備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 5 2 9 , 8 7 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 箕面市西宿二丁目 1 5 番 4 号
さくら建設株式会社
代表取締役 大 潮 平八郎 |

(提案理由)

(仮称) 消防分署中部拠点整備工事の請負契約を締結するため、地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により提案するものである。

第 1 0 9 号議案

工事請負契約一部変更の件

令和 5 年 6 月 2 2 日議決を経た「第 8 9 号議案 工事請負契約締結の件」の一部を次のように改める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

箕面市長 原 田 亮

「3 契約の金額 8 1 0 , 6 6 3 , 7 0 0 円」を「3 契約の金額 8 3 6 , 0 5 3 , 9 0 0 円」に改める。

（提案理由）

箕面萱野駅前南側交通広場他整備工事の請負契約において、設計変更に伴い契約の金額を変更するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により提案するものである。

第 1 1 0 号議案

財産の無償貸付及び減額貸付の件

次のとおり財産を無償及び時価より低い価額で貸し付ける。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

箕面市長 原 田 亮

1 財産（土地）の表示

所在地番	地目	地積
箕面市箕面六丁目 1 番	宅地	2 , 9 4 1 . 4 2 m ²

2 貸付けの目的

共同住宅、公共施設等

3 貸付けの相手方

(1) 東京都中央区八重洲一丁目4番16号

東京建物株式会社

取締役専務執行役員 住宅事業本部長 秋 田 秀 士

(2) 大阪市北区芝田一丁目1番4号 阪急ターミナルビル内

阪急阪神不動産株式会社

住宅事業本部長 古 谷 慎 一

(3) 東京都中央区八重洲一丁目5番20号

東京建物不動産販売株式会社

代表取締役 社長執行役員 福 居 賢 悟

4 無償貸付及び減額貸付の期間等

(1) 無償貸付の期間

市に財産の所有権が移転した日から建物が竣工する日（以下「竣工日」という。）まで

(2) 減額貸付の期間及び減額後の貸付料

期間	貸付料（月額）
竣工日の翌日から令和１２年９月３０日まで	９９０，０００円
令和１２年１０月１日から竣工日の翌日から起算して７０年を経過する日まで	経済事情の変動等があった場合を除き、令和１２年１０月１日以後３年ごとに財産に係る公租公課及び総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数を踏まえて改定する額

（提案理由）

みのおサンプラザ１号館の建替えに伴い、土地を無償及び時価より低い価額で貸し付けるため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第６号の規定により提案するものである。

第 1 1 1 号議案

納付金等支払請求並びに動産の引渡し及び撤去請求に係る訴えの提起の件
納付金等の支払並びに動産の引渡し及び撤去を求める訴えを提起する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

箕面市長 原 田 亮

1 相手方

東京都中央区銀座六丁目 1 4 番 8 号 銀座石井ビル 5 1 2 号室

株式会社 O U T D O O R L I V I N G

代表取締役 源 喜 子

2 訴えの提起の理由

- (1) 相手方は、箕面市立青少年教学の森野外活動センターの指定管理者であった期間における令和 5 年 4 月から令和 6 年 6 月までの納付金、令和 5 年度の行政財産使用料及び令和 5 年 8 月から令和 6 年 5 月までの箕面新稲の森の土地の貸付料を支払わないため、相手方に未払金（納付金 1 6 , 6 6 6 , 6 6 6 円、行政財産使用料 2 , 6 5 8 , 2 0 9 円及び貸付料 6 , 5 0 7 , 1 5 0 円）を請求したが応じないので、当該未払金、納付金及び貸付料の納期限の翌日から支払済みまで年 3 パーセントの割合による遅延損害金、行政財産使用料の督促に係る督促手数料並びに行政財産使用料の納期限の翌日から支払済みまで年 8 . 7 パーセント（当該納期限の翌日から 1 月を経過す

る日までの期間については、年２．４パーセント）の割合による延滞金を支払うよう訴えを提起するもの。

(2) 箕面市立青少年教学の森野外活動センターの指定管理者の指定の取消しに伴う動産の引渡し及び相手方が所有する動産等の撤去を相手方に請求したが応じないため、当該引渡し及び撤去の履行を求める訴えを提起するもの。

（提案理由）

納付金等支払請求並びに動産の引渡し及び撤去請求に係る訴えを提起するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１２号の規定により提案するものである。

第 1 1 2 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立市民活動センターの指定管理者を指定する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

箕面市長 原 田 亮

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 公の施設の名称 | 箕面市立みのお市民活動センター |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 箕面市坊島四丁目 5 番 2 0 号 みのお市民活動センター内
特定非営利活動法人市民活動フォーラムみのお
理事長 須 貝 昭 子 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで |

（提案理由）

箕面市立みのお市民活動センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第 1 1 3 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立市民文化ホールの指定管理者を指定する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

箕面市長 原 田 亮

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 箕面市立市民会館及び箕面市立メイプルホール |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 箕面市箕面五丁目 1 1 番 2 3 号
公益財団法人箕面市メイプル文化財団
理事長 小 枝 正 幸 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 7 年 3 月 3 1 日まで |

（提案理由）

箕面市立市民会館及び箕面市立メイプルホールの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第 1 1 4 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立人権文化センターの指定管理者を指定する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

箕面市長 原 田 亮

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 公の施設の名称 | 箕面市立萱野中央人権文化センター |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 箕面市萱野二丁目 1 1 番 4 号
特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝
代表理事 堀 橋 伸 夫 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 7 年 3 月 3 1 日まで |

（提案理由）

箕面市立萱野中央人権文化センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第 1 1 5 号 議 案

指 定 管 理 者 の 指 定 の 件

次 の と お り 箕 面 市 立 人 権 文 化 セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 を 指 定 す る。

令 和 6 年 1 2 月 2 日 提 出

箕 面 市 長 原 田 亮

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 公 の 施 設 の 名 称 | 箕 面 市 立 桜 ケ 丘 人 権 文 化 セ ン タ ー |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 箕 面 市 萱 野 二 丁 目 1 1 番 4 号
特 定 非 営 利 活 動 法 人 暮 ら し づ く り ネ ッ ト ワ ー ク 北 芝
代 表 理 事 堀 橋 伸 夫 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令 和 7 年 4 月 1 日 か ら 令 和 1 2 年 3 月 3 1 日 ま で |

（ 提 案 理 由 ）

箕 面 市 立 桜 ケ 丘 人 権 文 化 セ ン タ ー の 指 定 管 理 者 を 指 定 す る た め 、 地 方 自 治 法 （ 昭 和 2 2 年 法 律 第 6 7 号 ） 第 2 4 4 条 の 2 第 6 項 の 規 定 に よ り 提 案 す る も の で あ る。

第 1 1 6 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立青少年教学の森野外活動センターの指定管理者を指定する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

箕面市長 原 田 亮

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 公の施設の名称 | 箕面市立青少年教学の森野外活動センター |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 大阪市浪速区幸町二丁目 7 番 3 号
一般財団法人大阪府青少年活動財団
代表理事 中 野 泰 孝 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和 7 年 1 月 1 日から令和 1 4 年 1 2 月 3 1 日まで |

（提案理由）

箕面市立青少年教学の森野外活動センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第 1 1 7 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立生涯学習センターの指定管理者を指定する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

箕面市長 原 田 亮

- 1 公の施設の名称 箕面市立中央生涯学習センター、箕面市立東生涯学習センター及び箕面市立西南生涯学習センター
- 2 指定管理者 箕面市箕面五丁目 1 1 番 2 3 号
公益財団法人箕面市メイプル文化財団
理事長 小 枝 正 幸
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 7 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

箕面市立中央生涯学習センター、箕面市立東生涯学習センター及び箕面市立西南生涯学習センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第 1 1 8 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立障害者福祉センターの指定管理者を指定する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

箕面市長 原 田 亮

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 箕面市立障害者福祉センターささゆり園 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 箕面市瀬川三丁目 3 番 2 1 号
社会福祉法人あかつき福祉会
理事長 奥 村 一 朗 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 7 年 3 月 3 1 日まで |

（提案理由）

箕面市立障害者福祉センターささゆり園の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第 1 1 9 号議案

指定管理者の指定の件

次のとおり箕面市立老人デイサービスセンターの指定管理者を指定する。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

箕面市長 原 田 亮

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 箕面市立西南老人デイサービスセンター |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 箕面市瀬川二丁目 1 番 1 1 号
特定非営利活動法人あそびりクラブ
代表理事 則 包 正 人 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 7 年 3 月 3 1 日まで |

（提案理由）

箕面市立西南老人デイサービスセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

第百二十号議案

箕面市一般職の職員の給与に関する条例及び箕面市職員退職
手当条例改正の件

箕面市一般職の職員の給与に関する条例及び箕面市職員退職手当条例の
一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年十二月二日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市一般職の職員の給与に関する条例及び箕面市職員退職
手当条例の一部を改正する条例

（箕面市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 箕面市一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十五年箕面市条
例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「住居手当」の下に「初任給調整手当」を加える。

第五条第一項に次の一号を加える。

四 医療職給料表（別表第五）

第五条の三第一号中「別表第五」を「別表第六」に改め、同条第二号
中「別表第六」を「別表第七」に改める。

第六条第五項中「四号給」の下に「（一般任期付職員行政職給料表及び
一般任期付職員医療職給料表の適用を受ける職員にあつては、二号給）」
を加える。

第十条第一項中「又は専門職給料表」を「専門職給料表又は医療職
給料表」に改める。

第十一条の二第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三
項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 医療職給料表の適用を受ける職員及び特定任期付職員で市長が認めるものには、前項の規定によりこの項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、前項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に百分の十六を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

第十一条の三の次に次の一条を加える。

（初任給調整手当）

第十一条の四 医療職給料表の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額二十五万七千七百円を超えない範囲内の額を、採用の日から三十五年以内の期間、採用後規則で定める期間を経過した日から一年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項に規定する職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前二項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第十二条の二第二項第二号中「五万三千円」を「五万八千円」に改める。

第十九条の二第一項中「第十一条の三」の下に「、第十一条の四」を加え、同条第二項中「及び第六条の三」を「、第六条の三及び第十一条の四」に改め、同条第四項中「及び第十一条の三」を「、第十一条の三及び第十一条の四」に改める。

第二十一条の三第二項中「別表第七」を「別表第八」に改める。

附則第二十八項を次のように改める。

28 削除

附則第四十一項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「(昭和五十九年箕面市条例第一号)」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和四年箕面市条例第十九号）第一条の規定による改正前の箕面市職員の定年等に関する条例（昭和五十九年箕面市条例第一号）第三条ただし書に規定する医師である職員

附則第四十二項中「となる職員」の下に「（規則で定める職員を除く。）」を加える。

別表第一中四の表を五の表とし、三の表の次に次の一表を加える。

4 医療職給料表等級別基準職務表

職務の等級	基準となる職務
1等級	特に高度の知識、技術又は経験が必要とする業務のうち特に困難な業務を行う職務
2等級	特に高度の知識、技術又は経験が必要とする業務のうち困難な業務を行う職務
3等級	特に高度の知識、技術又は経験が必要とする業務を行う職務
4等級	高度の知識、技術又は経験が必要とする業務を行う職務
5等級	定型的な業務を行う職務

別表第五及び別表第六を次のように改める。

別表第5 医療職給料表（第5条関係）

職員の区分	職務の 等級 号給	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	568,100	474,700	406,900	346,600	264,700
	2	571,200	477,000	409,600	349,600	267,200
	3	574,300	479,200	412,100	352,400	269,600
	4	577,400	481,500	414,700	355,300	272,000
	5	580,300	483,700	417,100	357,800	274,100
	6	582,700	485,800	419,100	360,800	277,600
	7	585,100	488,000	420,900	363,800	281,100
	8	587,500	490,000	422,800	366,600	284,500
	9	589,700	491,900	424,600	368,700	288,100
	10	591,200	494,000	427,300	371,200	291,600
	11	592,700	496,100	429,800	373,900	295,200
	12	594,200	498,200	432,200	376,400	298,700
	13	595,700	500,300	434,400	379,100	302,200
	14	596,800	502,200	436,900	382,500	306,100
	15	597,900	504,300	438,900	385,500	310,000
	16	598,800	506,400	441,000	388,800	313,600
	17	600,000	508,300	443,000	391,800	317,200
	18	601,000	510,300	445,200	394,400	320,700
	19	602,000	512,300	447,400	396,800	324,200
	20	603,000	514,100	449,500	399,300	327,700
	21	604,000	515,900	450,900	401,900	331,300
	22		517,700	453,300	403,900	335,000
	23		519,500	455,600	405,500	338,400
	24		521,300	457,800	407,100	341,700
	25		522,900	459,800	408,800	345,000
	26		524,700	462,100	411,000	347,500
	27		526,500	464,300	413,100	350,000
	28		528,300	466,600	415,100	352,300
	29		529,900	468,700	417,200	354,400
	30		531,700	470,900	419,300	356,100
	31		533,500	473,200	420,900	357,800
	32		535,300	475,300	422,600	359,600
	33		536,900	477,100	424,500	361,500
	34		538,700	479,200	426,000	363,700
	35		540,400	481,300	427,800	365,800
	36		542,100	483,300	429,600	367,800
	37		543,700	485,400	431,500	369,700
	38		545,300	487,100	433,500	371,900
	39		546,700	488,900	435,300	374,000
	40		548,300	490,700	437,200	376,000
	41		549,800	492,300	439,000	378,000
	42		551,200	494,100	440,700	378,700
	43		552,600	495,900	442,400	379,300
	44		553,900	497,500	444,200	380,000
	45		555,100	498,900	446,000	380,900
	46		556,100	500,600	447,800	382,200
	47		557,100	502,400	449,500	383,500
	48		558,100	504,100	451,200	384,800
	49		559,100	505,600	452,800	385,600
	50		560,000	506,900	454,500	386,400
	51		560,900	508,200	456,200	387,200
	52		561,800	509,500	457,900	387,700
	53		562,600	510,500	459,800	388,500
	54		563,500	511,800	461,000	389,300
	55		564,400	513,100	462,200	390,000
	56		565,300	514,400	463,400	390,700
	57		566,200	515,400	464,400	391,400
	58		567,100	516,200	465,400	392,300
	59		568,000	517,000	466,300	393,000
	60		568,700	517,800	467,100	393,600
	61		569,600	518,700	467,900	394,100
	62		570,500	519,500	468,600	394,600
	63		571,400	520,400	469,300	395,000
	64		572,300	521,200	469,900	395,400
	65		573,200	522,100	470,600	395,700
	66			523,000	471,300	
	67			523,700	471,900	
	68			524,600	472,500	
	69			525,500	472,800	

	70			526,300	473,400	
	71			527,200	474,100	
	72			528,100	474,800	
	73			528,900	475,200	
	74			529,800	475,800	
	75			530,700	476,500	
	76			531,400	477,200	
	77			532,200	477,600	
	78			533,100	478,200	
	79			534,000	478,800	
	80			534,900	479,300	
	81			535,700	479,900	
	82			536,600	480,400	
	83			537,500	480,900	
	84			538,400	481,400	
	85			539,200	481,800	
	86			540,100	482,400	
	87			541,000	482,800	
	88			541,900	483,300	
	89			542,700	483,800	
	90				484,400	
	91				485,000	
	92				485,400	
	93				485,900	
	94				486,500	
	95				487,100	
	96				487,600	
	97				488,100	
定年前再任用短時間勤務職員		567,400	467,400	394,300	339,700	297,300

備考 この表は、医師に適用する。

別表第6 一般任期付職員行政職給料表（第5条の3関係）

給 号	職務の 等級	1 等級
	給料月額	
		円
1		187,300
2		189,600
3		191,800
4		194,000
5		196,200
6		197,900
7		199,400
8		200,900
9		202,400
10		203,800
11		205,200
12		206,600
13		208,000
14		209,500
15		211,000
16		212,500
17		214,000
18		215,500
19		217,000
20		218,500
21		220,000
22		221,500
23		223,000
24		224,500
25		226,000
26		227,500
27		229,000
28		230,500
29		232,000
30		233,500
31		235,000
32		236,500
33		238,000
34		240,500
35		243,000
36		245,500
37		246,700
38		247,700
39		248,700
40		249,700
41		250,700
42		251,700
43		252,700
44		253,700
45		254,700
46		256,200
47		257,700
48		259,200
49		260,700
50		262,200
51		263,700
52		265,200
53		266,200
54		267,200
55		268,200
56		269,200
57		270,200
58		271,200
59		272,200
60		273,200
61		274,200
62		275,200
63		276,200
64		277,200
65		278,200
66		279,200
67		280,700
68		282,200
69		283,700

70	285,200
71	286,700
72	288,200
73	289,700
74	291,200
75	292,700
76	294,200
77	295,700
78	297,200
79	298,700
80	300,200
81	301,700
82	303,200
83	304,700
84	306,200
85	307,700
86	309,200
87	310,700
88	312,200
89	313,700
90	315,200
91	316,700
92	318,200
93	319,700

備考 この表は、一般任期付職員のうち他の給料表の適用を受けない者に適用する。

別表第七を別表第八とし、別表第六の次に次の一表を加える。

別表第7 一般任期付職員医療職給料表（第5条の3関係）

給 号	職務の 等級	1 等級
	給料月額	
		円
1		215,500
2		217,000
3		218,500
4		220,000
5		221,500
6		223,000
7		224,500
8		226,000
9		227,500
10		229,000
11		230,500
12		232,000
13		233,500
14		235,000
15		236,500
16		238,000
17		239,500
18		241,000
19		242,500
20		244,000
21		245,500
22		247,000
23		248,500
24		250,000
25		251,500
26		253,000
27		254,500
28		256,000
29		257,500
30		259,500
31		261,500
32		263,500
33		265,500
34		267,500
35		269,500
36		271,500
37		273,500
38		274,500
39		275,200
40		276,700
41		278,200
42		279,700
43		281,200
44		282,700
45		283,700
46		284,700
47		285,700
48		286,700
49		287,700
50		288,700
51		289,700
52		290,700
53		291,700
54		292,700
55		293,700
56		294,700
57		295,700
58		296,700
59		297,700
60		298,700
61		299,700
62		301,200
63		302,700
64		304,200
65		305,700
66		307,200
67		308,700
68		310,200
69		311,700

70	313,200
71	314,700
72	316,200
73	317,700
74	319,200
75	320,700
76	322,200
77	323,700
78	325,200
79	326,700
80	328,200
81	328,500

備考 この表は、一般任期付職員のうち薬剤師、栄養士、保健師、看護師その他規則で定める者に適用する。

(箕面市職員退職手当条例の一部改正)

第二条 箕面市職員退職手当条例(昭和二十八年箕面市条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第四条又は」を削る。

第十四条第一項中「失業給付」を「失業等給付」に改める。

附則に次の二項を加える。

(退職手当の基本額に関する特別措置)

26 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第四条の規定により採用された職員(以下「フルタイム任期付職員」という。)のうち、六十歳に達した日以後の直近の任用期間の満了日後における最初の四月一日(以下この項において「特定日」という。)以後、特定日の前日に受けていた給料月額を号給より下位の号給の給料月額を受けることとなった職員に対する退職手当の基本額は、第四条から第六条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 その者が、特定日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定日の前日における給料月額を基礎として、第四条から第六条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二 退職の日におけるその者の給料月額を基礎として、第四条第二項に規定する算定基礎額を算出し、当該算定基礎額にイに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ その者に対する退職手当の基本額が第四条から第六条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額を基礎として算出した算定基礎額に対する割合

ロ 前号に掲げる額の特定日の前日における給料月額を基礎として算出した算定基礎額に対する割合

27 令和七年四月一日（以下この項において「基準日」という。）の前日に在職するフルタイム任期付職員のうち基準日以後に引き続き本市の職員として在職する者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の基準日前のフルタイム任期付職員としての在職期間を含まないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
（給料表の切替え）

2 令和七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において第一条の規定による改正前の箕面市一般職の職員の給与に関する条例（以下「旧条例」という。）の一般任期付職員行政職給料表、一般任期付職員医療職給料表及び附則第二十八項の規定の適用を受けていた職員については、切替日において同条の規定による改正後の箕面市一般職の職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）の一般任期付職員行政職給料表及び一般任期付職員医療職給料表を適用する。

（号給の切替え）

3 新条例の一般任期付職員行政職給料表及び一般任期付職員医療職給料表の適用を受ける職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた等級等を考慮して、市長が別に定める。

（提案理由）

一般任期付職員の処遇を改善するため給料表を改定し、並びに昇給及び退職手当の対象とするとともに、診療所で雇用する医師の給与に関する規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第百二十一号議案

箕面市立コミュニティセンター条例改正の件

箕面市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年十二月二日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市立コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

箕面市立コミュニティセンター条例（平成十六年箕面市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第十条の二関係）

彩都の丘会館				彩都の丘会館以外				区分	
多目的 ム目的ル	和室	小会議室	大会議室	和室	談話室	小会議室	大会議室		
六〇	二〇	五〇	一〇〇	四〇	二〇	五〇	一〇〇人	収容人員	
六八〇	三八〇	六〇〇	一、〇六〇	七六〇	四四〇	六〇〇	一、〇六〇円	午前	単位利用時間帯使用料
九〇〇	五二〇	八〇〇	一、四〇〇	一、〇二〇	五八〇	八〇〇	一、四〇〇円	午後	
九〇〇	五二〇	八〇〇	一、四〇〇	一、〇二〇	五八〇	八〇〇	一、四〇〇円	夜間	
一二二〇	一二〇	二〇〇	三六〇	二六〇	一四〇	二〇〇	三六〇円	超過料金（一時間につき）	

備考

一 市民（市内に居住し、在職し、若しくは在学する個人又は市内に所在する団体をいう。）以外の者が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の額に百分の百五十を乗じて得た額とする。

二 この表中「午前」とは午前九時から正午まで、「午後」とは午後一時から午後五時まで、「夜間」とは午後六時から午後十時までの時間帯をいう。

三 この表中「超過料金」とは、午前九時以前又は午後十時以後の利用に係る使用料をいう。

四 この表中「彩都の丘会館」とは、箕面市立コミュニティセンター

彩都の丘会館（天空の家）をいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の別表に規定する彩都の丘会館の多目的ルームの利用の許可、使用料の徴収その他必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

（提案理由）

箕面市立コミュニティセンター彩都の丘会館の子育てルームを多目的ルームとして利用することとし、使用料を徴収するため、本条例を改正するものである。

第百二十二号議案

箕面市立障害者自立支援センター条例の一部を改正する条例
改正の件

箕面市立障害者自立支援センター条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年十二月二日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市立障害者自立支援センター条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例

箕面市立障害者自立支援センター条例の一部を改正する条例（令和六年
箕面市条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表に次のように加える改正規定中

（仮称）箕面市立ワークセンター中部	箕面市萱野四丁目一六五七番
-------------------	---------------

を

箕面市立いろはもみじ萱野	箕面市萱野四丁目一二番一号
--------------	---------------

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

（仮称）箕面市立ワークセンター中部の正式名称及び位置を規定するた
め、本条例を改正するものである。

第百二十三号議案

箕面市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
改正の件

箕面市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年十二月二日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
の一部を改正する条例

箕面市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年箕面市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則中「七年」を「十二年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

箕面市立病院の位置を変更する箕面市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を変更するため、本条例を改正するものである。

第百二十四号議案

箕面市道路占用料条例等改正の件

箕面市道路占用料条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和六年十二月二日提出

箕面市長 原 田 亮

箕面市条例第 号

箕面市道路占用料条例等の一部を改正する条例

(箕面市道路占用料条例の一部改正)

第一条 箕面市道路占用料条例（昭和六十年箕面市条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

法第三十 条第一 項第一号 に掲げる 工作物		法第三十 条第一																占有物件		単位		期間		占用料 金額																																																			
電柱		本柱		支柱及び支線柱		支線		無償添加柱		電話柱				その他の柱類				共架電線その他上空に設ける線類		地下に設ける電線その他の線類		路上に設ける変圧器		地下に設ける変圧器		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		郵便差出箱及び信書便差出箱		広告塔		その他のもの		外径が○・○七メートル未満のもの																																									
一本		一本		一本		一本		一本		一本		一本		一本		一本		一本		一個		一個		一個		一個		表示面		積一平		方メー		トル		トル		一年		三、六〇〇円		八、九〇〇円		一、六〇〇円		三、六〇〇円		一、二〇〇円		一、八〇〇円		一二円		二四円		一八〇円		二〇〇円		二〇〇円		二、四〇〇円		二、四〇〇円		二、〇〇〇円		二、〇〇〇円		四、〇〇〇円		四、〇〇〇円		九九円	

項 第 二 号 に 掲 げ る 物 件												法 第 三 十 二 条 第 一 号 に 掲 げ る 施 設
外 径 が ○ ・ ○ 七 メ ー ト ル 未 満 の も の	外 径 が ○ ・ 一 五 メ ー ト ル 未 満 の も の	外 径 が ○ ・ 二 一 メ ー ト ル 未 満 の も の	外 径 が ○ ・ 三 二 メ ー ト ル 未 満 の も の	外 径 が ○ ・ 四 三 メ ー ト ル 未 満 の も の	外 径 が ○ ・ 五 四 メ ー ト ル 未 満 の も の	外 径 が ○ ・ 六 五 メ ー ト ル 未 満 の も の	外 径 が ○ ・ 七 六 メ ー ト ル 未 満 の も の	外 径 が ○ ・ 八 七 メ ー ト ル 未 満 の も の	外 径 が ○ ・ 九 八 メ ー ト ル 未 満 の も の	外 径 が ○ ・ 一 〇 九 メ ー ト ル 未 満 の も の	外 径 が ○ ・ 一 一 〇 メ ー ト ル 未 満 の も の	法 第 二 十 二 条 第 二 項 第 一 号 に 掲 げ る 施 設
ト ー ル メ ー ト ル 一 平 面	ト ー ル メ ー ト ル 一 平 面	ト ー ル メ ー ト ル 一 平 面	ト ー ル メ ー ト ル 一 平 面	ト ー ル メ ー ト ル 一 平 面	ト ー ル メ ー ト ル 一 平 面	ト ー ル メ ー ト ル 一 平 面	ト ー ル メ ー ト ル 一 平 面	ト ー ル メ ー ト ル 一 平 面	ト ー ル メ ー ト ル 一 平 面	ト ー ル メ ー ト ル 一 平 面	ト ー ル メ ー ト ル 一 平 面	法 第 二 十 二 条 第 二 項 第 一 号 に 掲 げ る 施 設
一 年	一 年	一 年	一 年	一 年	一 年	一 年	一 年	一 年	一 年	一 年	一 年	法 第 二 十 二 条 第 二 項 第 一 号 に 掲 げ る 施 設
一 二 〇 〇 円	一 八 〇 〇 円	二 四 〇 〇 円	四 二 〇 〇 円	四 八 〇 〇 円	九 九 〇 〇 円	一 〇 〇 〇 〇 円	一 〇 〇 〇 〇 円	一 〇 〇 〇 〇 円	一 〇 〇 〇 〇 円	一 〇 〇 〇 〇 円	一 〇 〇 〇 〇 円	法 第 二 十 二 条 第 二 項 第 一 号 に 掲 げ る 施 設

法第三十二 条第一項 に掲げる 施設	地下街及び地下 室	法第三十 条第一 項第五 号に掲 げる施 設			上空に設ける通路	地下に設ける通路	その他のもの	祭礼、縁日その他の催し に際し、一時的に設ける もの	その他のもの	法第三十 条第一 項第六 号に掲 げる施 設
		階数が一 のもの	階数が二 のもの	階数が三 以上のもの						
占用面積	占用面積	占用面積	占用面積	占用面積	占用面積	占用面積	占用面積	占用面積	占用面積	占用面積
一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一日	一月	一年
一、四〇〇円	三、六〇〇円	Aに〇・〇〇四 を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六 を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七 を乗じて得た額	四、四〇〇円	二、七〇〇円	三、六〇〇円	八九円	八九〇円	

令第七 条第六 号に掲 げる仮 設建築 物及び 同条第 七号に 掲げる 施設	令第七 条第四 号に掲 げる工 事用材 料及び 同条第 五号に 掲げる 工事用 材料	道路法施行令（昭和二十七年政令第七十九号）以下「令」という。第七号に掲げる物件									
		看板（アーチで あるものを除く。）		標 識	旗ざ お	幕（令第七 条第四号に 掲げる工事 用施設であ るものを除 く。）		アーチ		祭礼、縁 日のその他 の催し、一 時的に設 けるもの	その他の もの
		一時的に 設けるも の	その他の もの			祭礼、縁 日のその他 の催し、一 時的に設 けるもの	その他の もの	車道を横 断するも の	その他の もの		
ト方積占 ルメー用 ー平面	ト方積占 ルメー用 ー平面	ト方積表 ルメー示 ー平面	ト方積表 ルメー示 ー平面	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一月	一月
一月	一月	一年	一月	一年	一日	一日	一月	一月	一月	一月	一月
三六〇円	八九〇円	八、九〇〇円	八、九〇〇円	二、九〇〇円	八九円	八九〇円	八九〇円	八、九〇〇円	四、四〇〇円	八九〇円	三六〇円

備考

令第七 条第十 二号に 掲げる 器具	令第七 条第九 号に 掲げる 施設			令第七 条第八 号に 掲げる 施設						
	その他の もの	建築物		その他の もの	地下（トンネル） の上の地下を除く。 に設けるもの			上空に 設ける もの	トンネルの上又は高架の 道路の路面下（当該路面 下の地下を除く。）に設け るもの	
		階数が二 以上のもの	階数が一 のもの		階数が三 以上のもの	階数が二 のもの	階数が一 のもの			
占用面積 トータル	占用面積 トータル	占用面積 トータル	占用面積 トータル	占用面積 トータル	占用面積 トータル	占用面積 トータル	占用面積 トータル	占用面積 トータル	占用面積 トータル	占用面積 トータル
一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年
Aに○・○二五 を乗じて得た額	Aに○・○○七 を乗じて得た額	Aに○・○一を 乗じて得た額	Aに○・○○七 を乗じて得た額	Aに○・○二五 を乗じて得た額	Aに○・○○七 を乗じて得た額	Aに○・○○六 を乗じて得た額	Aに○・○○四 を乗じて得た額	Aに○・○一七 を乗じて得た額	Aに○・○○八 を乗じて得た額	Aに○・○○八 を乗じて得た額

- 一 「無償添加柱」とは、電柱又は電話柱に無償で街路灯、カーブミラー、交通信号灯又は道路標識を添加しているものをいう。
- 二 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 三 「表示面積」とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 四 「A」とは、近傍類似の土地の時価をいう。
- 五 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算する。
- 六 面積を単位として占用料を徴収するものについて当該面積が一平方メートル未満であるとき、又は一平方メートル未満の端数があるときは一平方メートルとして計算し、長さを単位として占用料を徴収するものについて当該長さが一メートル未満であるとき、又は一メートル未満の端数があるときは一メートルとして計算する。
- 七 占用の期間が一月未満のものについての占用料の額は、この表により計算した額に、消費税法（昭和六十三年法律第八号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税の額を加算して得た額（この額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 八 占用物件を設ける場所その他の事情を勘案して占用を許可する場合の占用料の額は、この表の規定にかかわらず、占用を許可す

る日における近傍類似の土地の賃料の水準その他の事情を考慮して市長が定めた額とする。

第二条 箕面市道路占用料条例の一部を次のように改正する。

別表法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物の項中「一八〇円」を「二二〇円」に、「一二円」を「一四円」に、「一、八〇〇円」を「二、

二〇〇円」に、
を

占用面	一年	一、二〇〇円
積一平		
方メ		
トル		

に、「三、六〇〇円」を「四、三

占用面	一年	一、四〇〇円
積一平		
方メ		
トル		

〇〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、九〇〇円」に改め、同表法第三十二条第一項第二号に掲げる物件の項中「一二〇円」を「一四〇円」に、「一八〇円」を「二一〇円」に、「二四〇円」を「二八〇円」に、「四八〇円」を「五六〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、八〇〇円」に改め、同表法第三十二条第一項第三号に掲げる施設の項から法第三十二条第一項第五号に掲げる施設の項までの規定中「三、六〇〇円」を「四、三〇〇円」に改め、同表道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。）第七条第一号に掲げる物件の項中「二、九〇〇円」を「三、五〇〇円」に改め、同表令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設の項中「三六〇円」を「四三〇円」に改め、同表令第七条第九号に掲げる

施設の項中
を

階数が一のもの	占用面	一年	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額
積一平			
方メ			
トル			

階数が一のもの	占用面積一平方メートル	一年	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額
---------	-------------	----	----------------

に改める。

第三条 箕面市道路占用料条例の一部を次のように改正する。

別表法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物の項中「二二〇円」を「二四〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、三〇〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、七〇〇円」に、「一、九〇〇円」を「二、〇〇〇円」に改め、同表法第三十二条第一項第三号に掲げる施設の項から法第三十二条第一項第五号に掲げる施設の項までの規定中「四、三〇〇円」を「四、七〇〇円」に改め、同表道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。）第七条第一号に掲げる物件の項中「三、五〇〇円」を「三、八〇〇円」に改め、同表令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設の項中「四三〇円」を「四七〇円」に改め、同表令第七条第九号に掲げる施設の項を次のように改める。

令第七条第九号に掲げる施設	建築物	占用面積一平方メートル	一年	Aに〇・〇一を乗じて得た額
その他のもの		占用面積一平方メートル	一年	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額

（箕面市下水道条例の一部改正）

第四条 箕面市下水道条例（昭和四十四年箕面市条例第三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「が専属する」を「を選任している」に改める。

第十条の三第一項第十一号中「又は臭気」を削る。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第十九条の二関係）

水道管、電らん、	その他のもの	広告塔	郵便差出箱及び信書便差出箱	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	地下に設ける変圧器	地上に設ける変圧器	地下に設ける電線その他の線類	共架電線その他上空に設ける線類	その他の柱類	電話柱				電柱				占有物件	
										無償添加柱	支線	支柱及び支線柱	本柱	無償添加柱	支線	支柱及び支線柱	本柱		
外径が○・○七メートル未満のもの										一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	単位	占有料
トル	トル	トル	トル	トル	トル	トル	トル	トル	トル	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	期間	
九	三、六〇〇円	八、九〇〇円	一、六〇〇円	三、六〇〇円	一、二〇〇円	一、八〇〇円	一二円	二四円	一八〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	二、四〇〇円	二、四〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	四、〇〇〇円	四、〇〇〇円	金額	

看板（アーチ） のものを 一時的に設けるもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設ける露店、商品置場その他これらに類するもの	地下に設ける通路	上空に設ける通路	歩廊その他これに類するもの	ガス管その他これらに類するもの							
					外径が○・七メートル以上のもの	外径が○・七メートル未満のもの	外径が○・四メートル以上のもの	外径が○・三メートル未満のもの	外径が○・二メートル以上のもの	外径が○・一五メートル未満のもの	外径が○・一メートル以上のもの	外径が○・七メートル未満のもの
表示平面	表示平面	表示平面	表示平面	表示平面	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル
一月	一日	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年
八九〇円	八九円	二、七〇〇円	四、四〇〇円	三、六〇〇円	二、四〇〇円	一、二〇〇円	九九〇円	四八〇円	四二〇円	二四〇円	一八〇円	一二〇円

除く。)	その他のもの	標識	旗ざお		幕（工事用施設で あるものを 除く）	アーチ	工事用板囲、足場、詰所その他の工 事用施設及び土石、竹木、瓦その他 の工事用材料
			祭礼、縁日その他の催し に際し、一時的に設ける もの	その他のもの			
トル	表示 面積 平方 メートル	一本	一本	一本	その 面積 平方 メートル	一基	一基 平方 メートル
	一年	一年	一日	一月	一日	一月	一月
	八、九〇〇円	二、九〇〇円	八九円	八九〇円	八九円	八、九〇〇円	八九〇円

備考

- 一 「無償添加柱」とは、電柱又は電話柱に無償で街路灯、カーブミラー、交通信号灯又は道路標識を添加しているものをいう。
- 二 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 三 「表示面積」とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 四 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、一月未満の端数があるときは一

月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算する。

五 面積を単位として占用料を徴収するものについて当該面積が平方メートル未満であるとき、又は一平方メートル未満の端数があるときは一平方メートルとして計算し、長さを単位として占用料を徴収するものについて当該長さが一メートル未満であるとき、又は一メートル未満の端数があるときは一メートルとして計算する。

六 占用の期間が一月未満のものについての占用料の額は、この表により計算した額に、消費税法の規定による消費税の額及び地方税法の規定による地方消費税の額を加算して得た額（この額に円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

第五条 箕面市下水道条例の一部を次のように改正する。

別表第二その他の柱類の項中「一八〇円」を「二二〇円」に改め、同表地下に設ける電線その他の線類の項中「一二円」を「一四円」に改め、同表地上に設ける変圧器の項中「一、八〇〇円」を「二、二〇〇円」に改め、同表地下に設ける変圧器の項中「一、二〇〇円」を「一、四〇〇円」に改め、同表変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所の項中「三、六〇〇円」を「四、三〇〇円」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「一、六〇〇円」を「一、九〇〇円」に改め、同表その他のものの項中「三、六〇〇円」を「四、三〇〇円」に改め、同表水道管、電らん、ガスパ管その他これらに類するものの項中「一二〇円」を「一四〇円」に、「一八〇円」を「二二〇円」に、「二四〇円」を「二八〇円」に、「四八〇円」を「五六〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、八〇〇円」に改め、同表歩廊その他これに類するものの項中「三、六〇〇円」を「四、三〇〇円」に改め、同表標識の項中「二、九〇〇円」を「三、五〇〇円」に改める。

第六条 箕面市下水道条例の一部を次のように改正する。

別表第二その他の柱類の項中「二二〇円」を「二四〇円」に改め、同表地上に設ける変圧器の項中「二、二〇〇円」を「二、三〇〇円」に改め、同表変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所の項中「四、三〇〇円」を「四、七〇〇円」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「一、九〇〇円」を「二、〇〇〇円」に改め、同表その他のものの項及び歩廊その他これに類するものの項中「四、三〇〇円」を「四、七〇〇円」に改め、同表標識の項中「三、五〇〇円」を「三、八〇〇円」に改める。

（箕面市都市公園条例の一部改正）

第七条 箕面市都市公園条例（昭和五十年箕面市条例第十五号）の一部を
次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

公園の占有に伴う使用料

— 60 —

地下構造物（貯水槽、マンホール等）	郵便差出箱及び信書便差出箱	公衆電話所	法第七条第一項第五号に掲げる仮設工作物及び令第十二条第二項第九号に掲げる施設	法第七条第一項第六号に掲げる仮設工作物並びに令第十二条第二項第七号及び第八号に掲げるもの	もの	外径が○・四メートル以上○・七メートル未満のもの	外径が○・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの
					メートル	メートル	メートル	メートル
占用面積 平方メートル	占用面積 平方メートル	一個	占用面積 平方メートル	占用面積 平方メートル	一年	一年	一年	一年
三、六〇〇円	一、六〇〇円	三、六〇〇円	三六〇円	八九〇円				

備考

一 「無償添加柱」とは、電柱又は電話柱に無償で街路灯、カーブミラー、交通信号灯又は道路標識を添加しているものをいう。

二 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

三 使用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、使用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満

の端数があるときは一月として計算する。

四 面積を単位として使用料を徴収するものについて当該面積が平方メートル未満であるとき、又は一平方メートル未満の端数があるときは一平方メートルとして計算し、長さを単位として使用料を徴収するものについて当該長さが一メートル未満であるとき、又は一メートル未満の端数があるときは一メートルとして計算する。

五 占用の期間が一月未満のものについての使用料の額は、この表により計算した額に消費税相当額を加算して得た額（この額に円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

第八条 箕面市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第二その他の柱類の項中「一八〇円」を「二二〇円」に改め、同表地下に設ける電線その他の線類の項中「一二円」を「一四円」に改め、同表変圧塔その他これに類するものの項中「三、六〇〇円」を「四、三〇〇円」に改め、同表水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するものの項中「一二〇円」を「一四〇円」に、「一八〇円」を「二一〇円」に、「二四〇円」を「二八〇円」に、「四八〇円」を「五六〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、八〇〇円」に改め、同表地下構造物（貯水槽、マンホール等）の項中「三、六〇〇円」を「四、三〇〇円」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「一、六〇〇円」を「一、九〇〇円」に改め、同表公衆電話所の項中「三、六〇〇円」を「四、三〇〇円」に改め、同表法第七条第一項第五号に掲げる仮設工作物及び令第十二条第二項第九号に掲げる施設の項中「三六〇円」を「四三〇円」に改める。

第九条 箕面市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第二その他の柱類の項中「二二〇円」を「二四〇円」に改め、同表変圧塔その他これに類するものの項及び地下構造物（貯水槽、マンホール等）の項中「四、三〇〇円」を「四、七〇〇円」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「一、九〇〇円」を「二、〇〇〇円」に改め、同表公衆電話所の項中「四、三〇〇円」を「四、七〇〇円」に改め、同表法第七条第一項第五号に掲げる仮設工作物及び令第十二条第二項第九号に掲げる施設の項中「四三〇円」を「四七〇円」に改める。

（箕面市準用河川の占用に関する条例の一部改正）

第十条 箕面市準用河川の占用に関する条例（平成十二年箕面市条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第四条関係）

電柱		電柱				電話柱	電話柱				その他の柱類	共架電線その他上空に設ける線類	地上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	郵便差出箱及び信書便差出箱	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの				占用物件		土地占用料	
		本柱	支柱及び支線柱	支線	無償添加柱		本柱	支柱及び支線柱	支線	無償添加柱														
一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一個	一個	一個	一個	一個	一個	外径が○・〇七メートル未満のもの	外径が○・一メートル未満のもの	外径が○・一メートル未満のもの	外径が○・一メートル未満のもの	単位	期間	金額
四、〇〇〇円	四、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、四〇〇円	二、四〇〇円	二、四〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、八〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	三、六〇〇円	一、六〇〇円	九九円	一二〇円	一八〇円	二四〇円	四二〇円			

もの	外径が○・三メートル以上のもの	外径が○・四メートル以上のもの	外径が○・七メートル以上のもの	外径が○・七メートル以上のもの	外径が一メートル以上のもの	工作物の設置、地下構造物その他これらに類するもの	工事用施設、工事用材料その他これらに類するもの	仮設建築物その他これに類するもの
	メートル	メートル	メートル	メートル	メートル			
	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一月	一月
	四八〇円	九九〇円	一、二〇〇円	二、四〇〇円	三、六〇〇円		八九〇円	三六〇円

備考

一 「無償添加柱」とは、電柱又は電話柱に無償で街路灯、カーブミラー、交通信号灯又は道路標識を添加しているものをいう。

二 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。

三 土地占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、土地占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に

一月未満の端数があるときは一月として計算する。

四 面積を単位として土地占用料を徴収するものについて当該面積が一平方メートル未満であるとき、又は一平方メートル未満の端数があるときは一平方メートルとして計算し、長さを単位として土地占用料を徴収するものについて当該長さが一メートル未満であるとき、又は一メートル未満の端数があるときは一メートルとして計算する。

五 占用の期間が一月未満のものについての土地占用料の額は、この表により計算した額に、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税の額を加算して得た額（この額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

第十一条 箕面市準用河川の占用に関する条例の一部を次のように改正する。

別表その他の柱類の項中「一八〇円」を「二二〇円」に改め、同表地上に設ける変圧器の項中「一、八〇〇円」を「二、二〇〇円」に改め、同表地下に設ける変圧器の項中「一、二〇〇円」を「一、四〇〇円」に改め、同表変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所の項中「三、六〇〇円」を「四、三〇〇円」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「一、六〇〇円」を「一、九〇〇円」に改め、同表水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するものの項中「一二〇円」を「一四〇円」に、「二八〇円」を「二二〇円」に、「二四〇円」を「二八〇円」に、「四八〇円」を「五六〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、八〇〇円」に改め、同表工作物の設置、地下構造物その他これらに類するものの項中「三、六〇〇円」を「四、三〇〇円」に改め、同表仮設建築物その他これに類するものの項中「三六〇円」を「四三〇円」に改める。

第十二条 箕面市準用河川の占用に関する条例の一部を次のように改正する。

別表その他の柱類の項中「二二〇円」を「二四〇円」に改め、同表地上に設ける変圧器の項中「二、二〇〇円」を「二、三〇〇円」に改め、同表変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所の項中「四、三〇〇円」を「四、七〇〇円」に改め、同表郵便差出箱及び信書便差出箱の項中「一、九〇〇円」を「二、〇〇〇円」に改め、同表工作物の設置、地下構造物その他これらに類するものの項中「四、三〇〇円」を「四、七〇〇円」に改め、同表仮設建築物その他これに類するものの項中「四三〇円」を「四七〇円」に改める。

（箕面市法定外公物の管理に関する条例の一部改正）

第十三条 箕面市法定外公物の管理に関する条例（平成十六年箕面市条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第七条関係）

区分		電柱、電線、変圧塔、郵便箱、差出電話、公衆電話所、広告塔、その他のこれらに類する工物																					
		電柱				電話柱				その他の柱類	共架電線その他上空に設ける線類	地下に設ける電線その他の線類	地上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	郵便差出箱及び信書便差出箱	広告塔	その他のもの					
		本柱	支柱及び支線柱	支線	無償添加柱	本柱	支柱及び支線柱	支線	無償添加柱														
単位	数量	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一個	一個	一個	一個	表示面積 平方メートル	積算面積 平方メートル	方算面積 平方メートル	トル	
	期間	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	トル	
使用料		四、〇〇〇円	四、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、〇〇〇円	二、四〇〇円	二、四〇〇円	二、四〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、八〇〇円	一、二〇〇円	一、二〇〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	八、九〇〇円	三、六〇〇円	三、六〇〇円	九九円

		自動運行補助施設		ガス管その他これらに類する物件								
地下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの	道路法第二十五条第二項に規定する自動運行装置の設置に對する検査として設置する導線その他の線類		道路法第二十五条第二項に規定する自動運行装置の設置に對する検査として設置する導線その他の線類		道路法第二十五条第二項に規定する自動運行装置の設置に對する検査として設置する導線その他の線類		道路法第二十五条第二項に規定する自動運行装置の設置に對する検査として設置する導線その他の線類		道路法第二十五条第二項に規定する自動運行装置の設置に對する検査として設置する導線その他の線類	
			その他のもの		その他のもの		その他のもの		その他のもの		その他のもの	
地下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本	一本
積用平面	積用平面	積用平面	積用平面	積用平面	積用平面	積用平面	積用平面	積用平面	積用平面	積用平面	積用平面	積用平面
一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年
一、四〇〇円	二、四〇〇円	三、八〇〇円	四七円	一四円	二、四〇〇円	一、二〇〇円	九九〇円	四八〇円	四二〇円	二四〇円	一八〇円	一二〇円

看板、標識、旗ざびアーチ		露店、商品置場その他に類する施設		地下街、地下室、通路、浄化槽その他に類する施設						鉄道、軌道、歩廊、雪よけその他これらに類する施設
看板（アーチを除く。）		その他のもの	ものに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	地下に設ける通路	上空に設ける通路	地下室及び地の階数が一のもの			地下街及び地の階数が一のもの
その他のもの	の設けるものに	積算面積	積算面積	積算面積	積算面積	積算面積	積算面積	積算面積	積算面積	積算面積
表示平面	表示平面	表示平面	表示平面	表示平面	表示平面	表示平面	表示平面	表示平面	表示平面	表示平面
一年	一月	一月	一日	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年
八、九〇〇円	八九〇円	八九〇円	八九円	三、六〇〇円	二、七〇〇円	四、四〇〇円	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	三、六〇〇円

備考

工事用板囲、足場、詰所その他の工事用材料	アーチ		幕（工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設であるものを除く）		旗ざお		標識	
	車道を横断するもの	その他のもの	その他のもの	祭礼、縁日のその他に催し、しに際し、一の時的に設けるもの	その他のもの	祭礼、縁日のその他に催し、しに際し、一の時的に設けるもの		
防火地域において耐火建築物に建て替える際の仮設建築物及び市街地再開発事業又は防災街区整備事業の施行区域内の建築物に居住する者を一時収容するための施設	占用面積 ト方メ ル	占用面積 ト方メ ル	占用面積 ト方メ ル	占用面積 ト方メ ル	占用面積 ト方メ ル	占用面積 ト方メ ル	一本	ト方メ ル
自動車、原動機付自転車又は二輪自動車等を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具	一年	一月	一月	一月	一日	一月	一日	
	三六〇円	八九〇円	四、四〇〇円	八、九〇〇円	八九〇円	八九〇円	八九〇円	二、九〇〇円

- 一 「無償添加柱」とは、電柱又は電話柱に無償で街路灯、カーブミラー、交通信号灯又は道路標識を添加しているものをいう。
- 二 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 三 「表示面積」とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。
- 四 「A」とは、近傍類似の土地の時価をいう。
- 五 使用料の額が年額で定められている場合における許可の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは、月割をもつて計算する。この場合において、一月未満の端数があるときは、一月として計算する。
- 六 使用料の額が月額で定められている場合における許可の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは、一月として計算する。
- 七 面積を単位として使用料の額が定められている場合について、当該面積が一平方メートル未満であるとき、又は一平方メートル未満の端数があるときは、一平方メートルとして計算する。
- 八 長さを単位として使用料の額が定められている場合について、当該長さが一メートル未満であるとき、又は一メートル未満の端数があるときは、一メートルとして計算する。
- 九 許可の期間が一月未満のものについての使用料の額は、この表により計算した額に、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定による消費税の額及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税の額を加算して得た額（この額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 十 工作物、物件又は施設を設ける場所その他の事情を勘案して使

用を許可する場合の使用料の額は、この表の規定にかかわらず、使用を許可する日における近傍類似の土地の賃料の水準その他の事情を考慮して市長が定めた額とする。

第十四条 箕面市法定外公共物の管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物の項中「一八〇円」を「二二〇円」に、「一二円」を「一四円」に、「一、八〇〇円」を「二、二〇〇円」に、

「

占 用 面 積 一 平 方 メ ー ト ル	一 年	一、二〇〇円
---	--------	--------

を

「

占 用 面 積 一 平 方 メ ー ト ル	一 年	一、四〇〇円
---	--------	--------

に、「三、六〇〇円」を「四、三

〇〇円」に、「一、六〇〇円」を「一、九〇〇円」に改め、同表水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件の項中「一二〇円」を「一四〇円」に、「一八〇円」を「二二〇円」に、「二四〇円」を「二八〇円」に、「四八〇円」を「五六〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、四〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、八〇〇円」に改め、同表鉄道、軌道、歩廊、雪よけその他これらに類する施設の項及び地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設の項中「三、六〇〇円」を「四、三〇〇円」に改め、同表看板、標識、旗ざお、幕及びアーチの項中「二、九〇〇円」を「三、五〇〇円」に改め、同表防火地域において耐火建築物に建て替える際の仮設建築物及び市街地再開発事業又は防災街区整備事業の施行区域内の建築物に居住する者を一時収容するための施設の項中「三六〇円」を「四三〇円」に改める。

第十五条 箕面市法定外公共物の管理に関する条例の一部を次のように改

正する。

別表電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物の項中「二二〇円」を「二四〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、三〇〇円」に、「四、三〇〇円」を「四、七〇〇円」に、「一、九〇〇円」を「二、〇〇〇円」に改め、同表鉄道、軌道、歩廊、雪よけその他これらに類する施設の項及び地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設の項中「四、三〇〇円」を「四、七〇〇円」に改め、同表看板、標識、旗ざお、幕及びアーチの項中「三、五〇〇円」を「三、八〇〇円」に改め、同表防火地域において耐火建築物に建て替える際の仮設建築物及び市街地再開発事業又は防災街区整備事業の施行区域内の建築物に居住する者を一時収容するための施設の項中「四三〇円」を「四七〇円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第二条、第五条、第八条、第十一条及び第十四条の規定は令和八年四月一日から、第三条、第六条、第九条、第十二条及び第十五条の規定は令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 第一条の規定による改正後の箕面市道路占用料条例別表の規定、第四条の規定による改正後の箕面市下水道条例別表第二の規定、第七条の規定による改正後の箕面市都市公園条例別表第二の規定、第十条の規定による改正後の箕面市準用河川の占用に関する条例別表の規定及び第十三条の規定による改正後の箕面市法定外公共物の管理に関する条例別表の規定は、令和七年四月一日以後に占用又は許可の期間が開始するものに

係る占用料、使用料又は土地占用料について適用し、同日前に占用又は許可の期間が開始するものに係る占用料、使用料又は土地占用料については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の箕面市道路占用料条例別表の規定、第五条の規定による改正後の箕面市下水道条例別表第二の規定、第八条の規定による改正後の箕面市都市公園条例別表第二の規定、第十一条の規定による改正後の箕面市準用河川の占用に関する条例別表の規定及び第十四条の規定による改正後の箕面市法定外公共物の管理に関する条例別表の規定は、令和八年四月一日以後に占用又は許可の期間が開始するものに係る占用料、使用料又は土地占用料について適用し、同日前に占用又は許可の期間が開始するものに係る占用料、使用料又は土地占用料については、なお従前の例による。

4 第三条の規定による改正後の箕面市道路占用料条例別表の規定、第六条の規定による改正後の箕面市下水道条例別表第二の規定、第九条の規定による改正後の箕面市都市公園条例別表第二の規定、第十二条の規定による改正後の箕面市準用河川の占用に関する条例別表の規定及び第十五条の規定による改正後の箕面市法定外公共物の管理に関する条例別表の規定は、令和九年四月一日以後に占用又は許可の期間が開始するものに係る占用料、使用料又は土地占用料について適用し、同日前に占用又は許可の期間が開始するものに係る占用料、使用料又は土地占用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

令和六年度の固定資産税の評価替えに伴い、道路の占用料等を改定等するため、本条例を改正するものである。

第 1 2 5 号議案

令和 6 年度箕面市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 6 年度箕面市の一般会計の補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,678,111 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 83,857,758 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

箕面市長 原 田 亮

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 使用料及び手数料		千円 647,001	千円 36	千円 647,037
	1 使 用 料	340,646	36	340,682
15 国 庫 支 出 金		14,117,184	158,122	14,275,306
	1 国 庫 負 担 金	8,708,297	154,843	8,863,140
	2 国 庫 補 助 金	809,771	3,279	813,050
16 府 支 出 金		4,809,165	50,080	4,859,245
	1 府 負 担 金	3,533,159	37,714	3,570,873
	2 府 補 助 金	515,867	12,366	528,233
18 寄 附 金		26,040	42,824	68,864
	1 寄 附 金	26,040	42,824	68,864
19 繰 入 金		7,336,826	148,294	7,485,120
	1 基 金 繰 入 金	7,248,286	148,294	7,396,580
20 繰 越 金		270,726	259,904	530,630
	1 繰 越 金	270,726	259,904	530,630
21 諸 収 入		6,678,191	999,851	7,678,042
	4 収 益 事 業 収 入	4,046,006	1,000,000	5,046,006
	5 雑 入	1,796,857	△149	1,796,708
22 市 債		7,683,500	19,000	7,702,500
	1 市 債	7,683,500	19,000	7,702,500
歳 入 合 計		82,179,647	1,678,111	83,857,758

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 7,072,238	千円 17,240	千円 7,089,478
	1 総 務 管 理 費	5,863,388	7,018	5,870,406
	3 戸籍住民基本台帳費	466,722	10,222	476,944
3 民 生 費		28,321,112	274,490	28,595,602
	1 社 会 福 祉 費	8,723,469	151,981	8,875,450
	2 児 童 福 祉 費	11,834,850	1,664	11,836,514
	3 生 活 保 護 費	2,526,042	115,982	2,642,024
	5 介 護 保 険 費	1,796,246	4,863	1,801,109
4 衛 生 費		8,063,414	101,831	8,165,245
	1 保 健 衛 生 費	1,973,253	101,831	2,075,084
8 土 木 費		9,833,599	97	9,833,696
	1 土 木 管 理 費	1,158,198	97	1,158,295
10 教 育 費		7,298,347	93,395	7,391,742
	1 教 育 総 務 費	1,816,912	46,621	1,863,533
	2 小 学 校 費	1,174,855	3,857	1,178,712
	3 中 学 校 費	907,503	36,196	943,699
	5 社 会 教 育 費	991,801	6,721	998,522
13 諸 支 出 金		12,180,777	1,191,058	13,371,835
	1 諸 費	202,841	148,294	351,135
	2 基 金 費	11,977,936	1,042,764	13,020,700
歳 出 合 計		82,179,647	1,678,111	83,857,758

第 2 表 継続費補正

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
3 民生費	1 社会福祉費	あいあい園 移 転 整 備 事 業 (継続費)	千円 471,717		千円	千円 484,717		千円
				令和5年度	165,282		令和5年度	165,282
				令和6年度	306,435		令和6年度	319,435
10 教育費	6 保健体育費	室内温水 プ ー ル 整 備 事 業 (継続費)	1,133,830	令和6年度	633,830	1,633,686	令和6年度	633,830
				令和7年度	380,000		令和7年度	809,209
				令和8年度	120,000		令和8年度	190,647

第 3 表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
ふるさと寄附金推進事業			令和6年度から令和11年度	寄附金額に対して 契約に定める額
萱野中央人権文化センター 管 理 運 営 事 業			令和6年度から令和16年度	1,424,800 千円
桜ヶ丘人権文化センター 管 理 運 営 事 業			令和6年度から令和11年度	197,180 千円
市民活動センター 管 理 運 営 事 業			令和6年度から令和11年度	219,692 千円
市民文化ホール 管 理 運 営 事 業			令和6年度から令和16年度	760,880 千円
障害者福祉センター 管 理 運 営 事 業			令和6年度から令和16年度	指定管理者の指定 に伴い毎年度事業 実施に必要と市が 認める額。 ただし、利用料 金の対象となる経 費を除く。
桜井駅南改札口等 設 置 支 援 事 業			令和6年度から令和8年度	470,000 千円
西南図書館省エネ改修事業			令和6年度から令和12年度	159,331 千円
生涯学習センター 管 理 運 営 事 業			令和6年度から令和16年度	1,341,322 千円
野外活動センター 管 理 運 営 事 業			令和6年度から令和14年度	200,000 千円

第 4 表 地方債補正

起債の目的	補正 区分	限度額	起債の 方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
生活介護等 基盤整備 事業	補正前	千円 1,046,800	普通貸借 又は 証券発行	%以内 4 (注)	政 府 そ の 他	年以内 25	年以内 5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に応じ て繰上償還 することが できる。
	補正後	1,054,100	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
あいあい園 移転整備 事業	補正前	250,300	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	262,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

(注) ただし、利率見直し方式による借入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、
当該見直し後の利率

令和 6 年度
(2024 年度)

箕面市一般会計補正予算（第 7 号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	25,544,000	0	25,544,000
2 地 方 譲 与 税	275,000	0	275,000
3 利 子 割 交 付 金	23,000	0	23,000
4 配 当 割 交 付 金	215,000	0	215,000
5 株式等譲渡所得割交付金	97,000	0	97,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	293,000	0	293,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	2,950,000	0	2,950,000
8 環 境 性 能 割 交 付 金	66,000	0	66,000
9 ゴルフ場利用税交付金	1,700	0	1,700
10 地 方 特 例 交 付 金	642,229	0	642,229
11 地 方 交 付 税	2,250,000	0	2,250,000
12 交通安全対策特別交付金	16,000	0	16,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,118,444	0	1,118,444
14 使 用 料 及 び 手 数 料	647,001	36	647,037
15 国 庫 支 出 金	14,117,184	158,122	14,275,306
16 府 支 出 金	4,809,165	50,080	4,859,245
17 財 産 収 入	7,119,641	0	7,119,641
18 寄 附 金	26,040	42,824	68,864
19 繰 入 金	7,336,826	148,294	7,485,120
20 繰 越 金	270,726	259,904	530,630
21 諸 収 入	6,678,191	999,851	7,678,042
22 市 債	7,683,500	19,000	7,702,500
歳 入 合 計	82,179,647	1,678,111	83,857,758

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	435,000	0	435,000
2 総務費	7,072,238	17,240	7,089,478
3 民生費	28,321,112	274,490	28,595,602
4 衛生費	8,063,414	101,831	8,165,245
5 労働費	67,103	0	67,103
6 農林水産業費	163,469	0	163,469
7 商工費	408,092	0	408,092
8 土木費	9,833,599	97	9,833,696
9 消防費	4,657,255	0	4,657,255
10 教育費	7,298,347	93,395	7,391,742
11 災害復旧費	20,000	0	20,000
12 公債費	3,609,241	0	3,609,241
13 諸支出金	12,180,777	1,191,058	13,371,835
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	82,179,647	1,678,111	83,857,758

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
2,135	0	5,177	9,928
190,959	19,000	0	64,531
2,461	0	0	99,370
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	36	61
0	0	0	0
314	0	60	93,021
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	1,042,764	148,294
0	0	0	0
195,869	19,000	1,048,037	415,205

2 歳 入
(款) 14 使用料及び手数料
(項) 1 使用料

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
14	使 用 料 及 び 手 数 料		千円 647,001	千円 36	千円 647,037
	1 使 用 料		340,646	36	340,682
		6 土 木 使 用 料	289,495	36	289,531
15	国 庫 支 出 金		14,117,184	158,122	14,275,306
	1 国 庫 負 担 金		8,708,297	154,843	8,863,140
		1 民 生 費 国 庫 負 担 金	8,703,797	152,415	8,856,212
		2 衛 生 費 国 庫 負 担 金	4,500	2,428	6,928
	2 国 庫 補 助 金		809,771	3,279	813,050
		1 総 務 費 国 庫 補 助 金	268,387	2,135	270,522
		2 民 生 費 国 庫 補 助 金	242,236	830	243,066
		4 教 育 費 国 庫 補 助 金	225,371	314	225,685
16	府 支 出 金		4,809,165	50,080	4,859,245
	1 府 負 担 金		3,533,159	37,714	3,570,873
		1 民 生 費 府 負 担 金	3,533,159	37,714	3,570,873
	2 府 補 助 金		515,867	12,366	528,233
		2 民 生 費 府 補 助 金	424,375	12,333	436,708
		3 衛 生 費 府 補 助 金	25,700	33	25,733
18	寄 附 金		26,040	42,824	68,864
	1 寄 附 金		26,040	42,824	68,864
		1 ふ る さ と 寄 附 金	26,040	42,824	68,864

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 土 木 管 理 使 用 料	36	2 交通施設事業用地使用料 36 補正後 540,000円－補正前 504,000円
1 社 会 福 祉 費 負 担 金	65,428	7 障害者自立支援給付費等負担金 65,428 補正後 1,757,341,000円－補正前 1,691,913,000円
3 生 活 保 護 費 負 担 金	86,987	1 生活保護費負担金 86,987 補正後 1,835,346,000円－補正前 1,748,359,000円
1 保 健 衛 生 費 負 担 金	2,428	2 保健事業費負担金 2,428 補正後 6,928,000円－補正前 4,500,000円
1 総 務 管 理 費 補 助 金	2,135	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 2,135 補正後 7,055,000円－補正前 4,920,000円
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	830	1 障害者総合支援事業費補助金 830 1,664×1／2≒830
4 社 会 教 育 費 補 助 金	314	1 天然記念物食害対策費補助金 314 補正後 5,070,000円－補正前 4,756,000円
1 社 会 福 祉 費 負 担 金	32,714	7 障害者自立支援給付費等負担金 32,714 補正後 878,670,000円－補正前 845,956,000円
3 生 活 保 護 費 負 担 金	5,000	1 生活保護費負担金 5,000 補正後 87,423,000円－補正前 82,423,000円
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	12,333	1 安心こども基金特別対策事業費補助金 12,333 12,333×10／10=12,333
1 保 健 衛 生 費 補 助 金	33	7 予防接種事故救済等対策費補助金 33 補正後 1,818,000円－補正前 1,785,000円
1 ふ る さ と 寄 附 金	42,824	1 ふるさと寄附金 40,324 補正後 66,164,000円－補正前 25,840,000円 2 ふるさと寄附金（企業版） 2,500 補正後 2,700,000円－補正前 200,000円

(款) 18 寄附金
(項) 1 寄附金

(款) 19 繰入金
(項) 1 基金繰入金

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
19	繰	入 金	千円 7,336,826	千円 148,294	千円 7,485,120
	1	基 金 繰 入 金	7,248,286	148,294	7,396,580
		50 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	0	148,294	148,294
20	繰	越 金	270,726	259,904	530,630
	1	繰 越 金	270,726	259,904	530,630
		1 前 年 度 繰 越 金	270,726	259,904	530,630
21	諸	収 入	6,678,191	999,851	7,678,042
	4	収 益 事 業 収 入	4,046,006	1,000,000	5,046,006
		1 ボ ー ト レ ー ス 事 業 収 入	4,046,006	1,000,000	5,046,006
	5	雑 入	1,796,857	△149	1,796,708
		4 雑 入	697,218	△2,620	694,598
		5 過 年 度 収 入	3,510	2,471	5,981
22	市	債	7,683,500	19,000	7,702,500
	1	市 債	7,683,500	19,000	7,702,500
		3 民 生 債	1,658,500	19,000	1,677,500

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	148,294	1 財政調整基金繰入金 148,294
1 前年度繰越金	259,904	1 前年度繰越金 259,904 補正後 530,630,000円－補正前 270,726,000円
1 ボ ー ト レ ー ス 事 業 収 入	1,000,000	1 ボートレース事業会計繰入金 1,000,000 補正後 5,046,006,000円－補正前 4,046,006,000円
2 雑 入	△2,620	28 収入印紙売払収入 5,177 補正後 72,900,000円－補正前 67,723,000円 43 太陽光発電余剰電力売却金 △7,797 補正後 354,000円－補正前 8,151,000円
1 過 年 度 収 入	2,471	1 過年度収入 2,471 令和4年度子育てのための施設等利用給付国庫交付金他
1 社 会 福 祉 事 業 債	19,000	2 生活介護等基盤整備事業債 7,300 補正後 1,054,100,000円－補正前 1,046,800,000円 3 あいあい園移転整備事業債 11,700 補正後 262,000,000円－補正前 250,300,000円

(款) 22 市債
(項) 1 市債

3 歳 出
(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款	項	目					
2	総 務 費		千円 7, 072, 238	千円 17, 240	千円 7, 089, 478	国庫支出金	千円 2, 135
						諸収入	5, 177
						一般財源	9, 928
	1	総 務 管 理 費	5, 863, 388	7, 018	5, 870, 406	一般財源	7, 018
		1 一 般 管 理 費	3, 579, 454	1, 983	3, 581, 437	一般財源	1, 983
		8 人 事 管 理 費	67, 487	234	67, 721	一般財源	234
		14 自 治 振 興 費	33, 363	4, 801	38, 164	一般財源	4, 801
	3	戸籍住民基本台帳費	466, 722	10, 222	476, 944	国庫支出金	2, 135
						諸収入	5, 177
						一般財源	2, 910
		1 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	466, 722	10, 222	476, 944	国庫支出金	2, 135
						諸収入	5, 177
						一般財源	2, 910
	3	民 生 費	28, 321, 112	274, 490	28, 595, 602	国庫支出金	153, 245
						府支出金	37, 714
						市債	19, 000
						一般財源	64, 531
	1	社 会 福 祉 費	8, 723, 469	151, 981	8, 875, 450	国庫支出金	65, 428
						府支出金	32, 714
						市債	19, 000
						一般財源	34, 839
	8	障 害 福 祉 費	5, 065, 687	130, 854	5, 196, 541	国庫支出金	65, 428
						府支出金	32, 714
						一般財源	32, 712

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
12	委 託 料	54 訴訟関係事務経費【法制室】1, 983
		12 委 託 料1, 983
		1 委 託 料1, 983
		訴訟事件等弁護士委託1, 983
1	報 酬	11 特別職報酬等審議会運営事業【人事室】234
		1 報 酬225
		3 非常勤職員報酬225
		特別職報酬等審議会委員225
8	旅 費	8 旅 費9
		1 費用弁償9
18	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	51 地域集会施設整備補助事業【市民サービス政策室】4, 801
		18 負担金補助及び交付金4, 801
		2 補 助 金4, 801
		地域集会施設整備費補助金4, 801
10	需 用 費	20 パスポート発給事務事業【戸籍住民異動室】5, 177
		10 需 用 費5, 177
		1 消 耗 品 費5, 177
12	委 託 料	
17	備 品 購 入 費	51 戸籍事務事業（臨時）【戸籍住民異動室】5, 045
		12 委 託 料4, 530
		1 委 託 料4, 530
		システム改修委託4, 530
		17 備品購入費515
		1 庁用器具費515
		戸籍システム端末515
19	扶 助 費	19 障害者施設事業（扶助費）【障害福祉室】130, 854
		19 扶 助 費130, 854
		1 扶 助 費130, 854
		障害者施設費130, 854

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
3	1	9 早 期 療 育 費	千円 332,578	千円 13,000	千円 345,578	市債 11,700 一般財源 1,300
		10 障害者自立支援 セ ン タ ー 費	141,618	8,127	149,745	市債 7,300 一般財源 827
	2	児 童 福 祉 費	11,834,850	1,664	11,836,514	国庫支出金 830 一般財源 834
		1 児童福祉総務費	4,817,276	1,664	4,818,940	国庫支出金 830 一般財源 834
	3	生 活 保 護 費	2,526,042	115,982	2,642,024	国庫支出金 86,987 府支出金 5,000 一般財源 23,995
		2 扶 助 費	2,333,768	115,982	2,449,750	国庫支出金 86,987 府支出金 5,000 一般財源 23,995
	5	介 護 保 険 費	1,796,246	4,863	1,801,109	一般財源 4,863
		1 介 護 保 険 費	1,796,246	4,863	1,801,109	一般財源 4,863
	4	衛 生 費	8,063,414	101,831	8,165,245	国庫支出金 2,428 府支出金 33 一般財源 99,370
		1 保 健 衛 生 費	1,973,253	101,831	2,075,084	国庫支出金 2,428 府支出金 33 一般財源 99,370
		2 予 防 費	1,144,917	101,831	1,246,748	国庫支出金 2,428 府支出金 33 一般財源 99,370

節		説 明
区 分	金 額	
14 工 事 請 負 費	千円 13,000	51 あいあい園移転整備事業（継続費）【総合保健福祉センター分室】 13,000
		14 工事請負費 13,000
		1 工事請負費 13,000
		あいあい園改修工事 13,000
12 委 託 料	8,127	50 障害者自立支援センター再整備事業【障害福祉室】 8,127
		12 委 託 料 8,127
		1 委 託 料 8,127
		実施設計委託他 8,127
12 委 託 料	1,664	25 障害児通所給付事業【総合保健福祉センター分室】 1,664
		12 委 託 料 1,664
		1 委 託 料 1,664
		システム改修委託 1,664
19 扶 助 費	115,982	1 生活保護事業（扶助費）【生活援護室】 115,982
		19 扶 助 費 115,982
		1 扶 助 費 115,982
		生活扶助費 14,656
		住宅扶助費 11,894
		教育扶助費 742
		医療扶助費 81,728
		介護扶助費 6,962
27 繰 出 金	4,863	1 特別会計介護保険事業費繰出金（経常）【介護・医療・年金室】 4,863
		27 繰 出 金 4,863
		5 特別会計介護保険事業費繰出金 4,863
		地域支援事業費繰出 4,863
12 委 託 料	99,357	16 予防接種事業（子ども）【子どもすこやか室】 99,357
		12 委 託 料 99,357
		1 委 託 料 99,357
		予防接種委託他 99,357
19 扶 助 費	2,474	61 予防接種健康被害救済事業（扶助費）【地域保健室】 2,474
		19 扶 助 費 2,474
		1 扶 助 費 2,474
		医療費・医療手当 2,439

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
4	1	2〔予 防 費〕	千円	千円	千円	千円
8	土 木 費		9,833,599	97	9,833,696	使用料及び手数料 36 一般財源 61
		1 土 木 管 理 費	1,158,198	97	1,158,295	使用料及び手数料 36 一般財源 61
		1 土 木 総 務 費	1,141,507	97	1,141,604	使用料及び手数料 36 一般財源 61
10	教 育 費		7,298,347	93,395	7,391,742	国庫支出金 314 寄附金 60 一般財源 93,021
		1 教 育 総 務 費	1,816,912	46,621	1,863,533	一般財源 46,621
		3 教 育 指 導 費	658,103	2,368	660,471	一般財源 2,368
		7 学校共通施設費	50,300	44,253	94,553	一般財源 44,253
		2 小 学 校 費	1,174,855	3,857	1,178,712	一般財源 3,857
		1 学 校 管 理 費	1,057,560	3,857	1,061,417	一般財源 3,857
		3 中 学 校 費	907,503	36,196	943,699	寄附金 60 一般財源 36,136
		1 学 校 管 理 費	707,924	36,196	744,120	寄附金 60 一般財源 36,136
		5 社 会 教 育 費	991,801	6,721	998,522	国庫支出金 314 一般財源 6,407
		1 社会教育総務費	425,751	471	426,222	国庫支出金 314 一般財源 157

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
		障害児養育年金 35
10 需 用 費	56	3 箕面萱野駅前交通広場管理事業【交通政策室】 97 10 需 用 費 56 5 光 熱 水 費 56 12 委 託 料 41 1 委 託 料 41 清掃委託他 41
12 委 託 料	41	
12 委 託 料	2,368	31 学力保障・学習支援事業【放課後子ども支援室】 2,368 12 委 託 料 2,368 1 委 託 料 2,368 学力保障・学習支援学生サポーター業務委託 2,368
14 工 事 請 負 費	44,253	51 既設太陽光発電設備撤去事業【学校施設管理室】 44,253 14 工事請負費 44,253 1 工事請負費 44,253 既設太陽光発電設備撤去工事 44,253
10 需 用 費	3,857	30 小学校管理事業（学校施設管理）【学校施設管理室】 3,857 10 需 用 費 3,857 5 光 熱 水 費 3,857
10 需 用 費	36,196	30 中学校管理事業（学校施設管理）【学校施設管理室】 36,136 10 需 用 費 36,136 5 光 熱 水 費 36,136 51 中学校管理運営事業（臨時）【学校生活支援室】 60 10 需 用 費 60 6 修 繕 料 60 機器修理 60
7 報 償 費	54	54 天然記念物食害対策事業【天然記念物室】 471 7 報 償 費 54

(款) 10 教育費
(項) 5 社会教育費

(款) 10 教育費
(項) 5 社会教育費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
10	5	1〔社会教育総務費〕	千円	千円	千円	千円
		8 野 外 活 動 セ ン タ ー 費	22, 878	6, 250	29, 128	一般財源 6, 250
13	諸 支 出 金		12, 180, 777	1, 191, 058	13, 371, 835	寄附金 42, 764 諸収入 1, 000, 000 一般財源 148, 294
	1	諸 費	202, 841	148, 294	351, 135	一般財源 148, 294
		2 諸 費	202, 091	148, 294	350, 385	一般財源 148, 294

節		説 明
区 分	金 額	
8 旅 費	千円 39	1 報 償 金 54 箕面山猿保護活動謝礼 54
10 需 用 費	378	8 旅 費 39
		1 費用弁償 39
		10 需 用 費 378
		1 消耗品費 80
		5 光熱水費 8
		8 飼 料 費 229
12 委 託 料	6, 250	9 医薬材料費 61
		1 野外活動センター管理運営事業【青少年育成室】 6, 250
		12 委 託 料 6, 250
		1 委 託 料 6, 250 管理運営委託 6, 250
22 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	148, 294	
		51 国庫交付金返還事業【子どもすこやか室】 20, 752
		22 償還金利子及び割引料 20, 752
		1 償 還 金 20, 752 令和4年度出産・子育て応援交付金返還金 20, 752 他
		55 国庫負担金等返還事業【子育て支援室】 33, 903
		22 償還金利子及び割引料 33, 903
		1 償 還 金 33, 903 令和5年度児童扶養手当給付費国庫負担金 33, 903 返還金他
		57 国庫補助金等返還事業【保育幼稚園利用室】 38, 083
		22 償還金利子及び割引料 38, 083
		1 償 還 金 38, 083 令和5年度子どものための教育・保育給付 38, 083 国庫交付金返還金他
		58 国庫負担金等返還事業【総合保健福祉センター分室】 27, 744
		22 償還金利子及び割引料 27, 744
		1 償 還 金 27, 744 令和5年度障害児入所給付費等国庫負担金 27, 744 返還金他
		59 国庫交付金返還事業【教育政策室】 27, 812
		22 償還金利子及び割引料 27, 812
		6 償 還 金 27, 812

(款) 13 諸支出金
(項) 1 諸費

(款) 13 諸支出金

(項) 1 諸費

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
13	1	2〔諸 費〕	千円	千円	千円	千円
	2	基 金 費	11,977,936	1,042,764	13,020,700	寄附金 42,764 諸収入 1,000,000
	1	財 政 調 整 基 金 費	55,995	12,070	68,065	寄附金 12,070
	7	未 来 子 ど も 基 金 費	7,762	13,486	21,248	寄附金 13,486
	8	保 健 福 祉 総 合 推 進 基 金 費	1,984	1,561	3,545	寄附金 1,561
	10	新 市 立 病 院 整 備 基 金 費	10,568,275	1,002,063	11,570,338	寄附金 2,063 諸収入 1,000,000
	12	み ど り 推 進 基 金 費	54,898	10,076	64,974	寄附金 10,076
	14	あ ん し ん 消 防 救 急 基 金 費	30,315	1,008	31,323	寄附金 1,008
	17	ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 基 金 費	201	2,500	2,701	寄附金 2,500

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	令和５年度子ども・子育て支援交付金返還金 27,812 千円
24 積 立 金	12,070	50 財政調整基金積立事業【財政経営室】 12,070 24 積 立 金 12,070 2 財政調整基金積立金 12,070
24 積 立 金	13,486	50 未来子ども基金積立事業【教育政策室】 13,486 24 積 立 金 13,486 18 未来子ども基金積立金 13,486
24 積 立 金	1,561	50 保健福祉総合推進基金積立事業【健康福祉政策室】 1,561 24 積 立 金 1,561 13 保健福祉総合推進基金積立金 1,561
24 積 立 金	1,002,063	50 新市立病院整備基金積立事業【市立病院】 1,002,063 24 積 立 金 1,002,063 6 新市立病院整備基金積立金 1,002,063
24 積 立 金	10,076	50 みどり推進基金積立事業【公園緑地室】 10,076 24 積 立 金 10,076 22 みどり推進基金積立金 10,076
24 積 立 金	1,008	50 あんしん消防救急基金積立事業【消防総務室】 1,008 24 積 立 金 1,008 20 あんしん消防救急基金積立金 1,008
24 積 立 金	2,500	50 まち・ひと・しごと創生基金積立事業【箕面営業室】 2,500 24 積 立 金 2,500 26 まち・ひと・しごと創生基金積立金 2,500

(款) 13 諸支出金

(項) 2 基金費

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

区 分		職 員 数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
			報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年間支給率 (月分)	地 域 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	4		38,695	19,675 4.45	4,644	129	63,143	11,065	74,208	
	議 員	23	167,296		74,146 4.45			241,442	47,484	288,926	
	その他の 特 別 職	1,614	179,478					179,478	13,646	193,124	
	計	1,641	346,774	38,695	93,821	4,644	129	484,063	72,195	556,258	
補正前	長 等	4		38,695	19,675 4.45	4,644	129	63,143	11,065	74,208	
	議 員	23	167,296		74,146 4.45			241,442	47,484	288,926	
	その他の 特 別 職	1,604	179,253					179,253	13,646	192,899	
	計	1,631	346,549	38,695	93,821	4,644	129	483,838	72,195	556,033	
比 較	長 等										
	議 員										
	その他の 特 別 職	10	225					225		225	
	計	10	225					225		225	

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額
及び当該年度以降の支出予定額並びに事業 の進行状況等に関する調書

款	項	事業名	全 体 計 画							前前年度 末までの 支 出 額	前 年 度 末までの 支 出 額	当 該 年 度 支 出 予 定 額	当該年度末 までの支出 予 定 額	翌年度以降 支出予定額	継続費の 総額に対 する進捗率
			年度	補正区分	年 割 額	左 の 財 源 内 訳									
						特 定 財 源			一般財源						
						国府支出金	地 方 債	そ の 他							
3 民生費	1 社会福祉費	あいあい園 移転整備事業 （ 継 続 費 ）	令和5年度 (2023年度)	補正前	千円 165,282	千円 148,700	千円	千円 16,582	千円	千円 123,114	千円 42,168	千円 165,282	千円	% 35.0	
				補 正											
				補正後	165,282	148,700		16,582	123,114	42,168	165,282		34.1		
			令和6年度 (2024年度)	補正前	306,435	9,654	250,300	46,000	481			306,435	306,435		65.0
				補 正	13,000		11,700		1,300			13,000	13,000		
				補正後	319,435	9,654	262,000	46,000	1,781			319,435	319,435		65.9
			計	補正前	471,717	9,654	399,000	46,000	17,063		123,114	348,603	471,717		100.0
				補 正	13,000		11,700		1,300			13,000	13,000		
				補正後	484,717	9,654	410,700	46,000	18,363		123,114	361,603	484,717		100.0
10 教育費	6 保健体育費	室内温水 プール 整備事業 （ 継 続 費 ）	令和6年度 (2024年度)	補正前	633,830		561,500	72,000	330			633,830	633,830		55.9
				補 正											
				補正後	633,830		561,500	72,000	330			633,830	633,830		38.8
			令和7年度 (2025年度)	補正前	380,000	67,527	281,200		31,273					380,000	33.5
				補 正	429,209	28,775	351,400		49,034					429,239	
				補正後	809,209	96,302	632,600		80,307					809,239	49.5
			令和8年度 (2026年度)	補正前	120,000	21,324	88,800		9,876					120,000	10.6
				補 正	70,647	2,752	61,100		6,795					70,647	
				補正後	190,647	24,076	149,900		16,671					190,647	11.7
			計	補正前	1,133,830	88,851	931,500	72,000	41,479			633,830	633,830	380,000	100.0
				補 正	499,856	31,527	412,500		55,829					499,886	
				補正後	1,633,686	120,378	1,344,000	72,000	97,308			633,830	633,830	999,886	100.0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	補 正 区 分	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国府支出金	地方債	その他	
ふるさと 寄附金推進事業	補正前	千円		千円		千円	千円	千円	千円	千円
	補 正	寄附金額に対し て契約に定める 額			令和6年度 (2024年度) か ら 令和11年度 (2029年度)	寄附金額に対し て契約に定める 額				寄附金額に対し て契約に定める 額
	補正後	寄附金額に対し て契約に定める 額			令和6年度 (2024年度) か ら 令和11年度 (2029年度)	寄附金額に対し て契約に定める 額				寄附金額に対し て契約に定める 額
萱野中央人権文化センター管理運営事業	補正前									
	補 正	1, 424, 800			令和6年度 (2024年度) か ら 令和16年度 (2034年度)	1, 424, 800				1, 424, 800
	補正後	1, 424, 800			令和6年度 (2024年度) か ら 令和16年度 (2034年度)	1, 424, 800				1, 424, 800
桜ヶ丘人権文化センター管理運営事業	補正前									
	補 正	197, 180			令和6年度 (2024年度) か ら 令和11年度 (2029年度)	197, 180				197, 180
	補正後	197, 180			令和6年度 (2024年度) か ら 令和11年度 (2029年度)	197, 180				197, 180

事 項	補 正 区 分	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国府支出金	地方債	その他	
市民活動センター管理運営事業	補正前									
	補 正	219,692			令和6年度 (2024年度) か ら 令和11年度 (2029年度)	219,692				219,692
	補正後	219,692			令和6年度 (2024年度) か ら 令和11年度 (2029年度)	219,692				219,692
市民文化ホール管理運営事業	補正前									
	補 正	760,880			令和6年度 (2024年度) か ら 令和16年度 (2034年度)	760,880				760,880
	補正後	760,880			令和6年度 (2024年度) か ら 令和16年度 (2034年度)	760,880				760,880

事 項	補 正 区 分	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国府支出金	地方債	その他	
障害者福祉センター管理運営事業	補正前									
	補 正	指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に市が必要と認める額。 ただし、利用料金の対象となる経費を除く。			令和6年度(2024年度)から令和16年度(2034年度)	指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に市が必要と認める額。 ただし、利用料金の対象となる経費を除く。				指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に市が必要と認める額。 ただし、利用料金の対象となる経費を除く。
	補正後	指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に市が必要と認める額。 ただし、利用料金の対象となる経費を除く。			令和6年度(2024年度)から令和16年度(2034年度)	指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に市が必要と認める額。 ただし、利用料金の対象となる経費を除く。				指定管理者の指定に伴い毎年度事業実施に市が必要と認める額。 ただし、利用料金の対象となる経費を除く。
桜井駅南改札口等設置支援事業	補正前									
	補 正	470,000			令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)	470,000				470,000
	補正後	470,000			令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)	470,000				470,000

事 項	補 正 区 分	限度額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
							国府支出金	地方債	その他	
西南図書館省エネ改修事業	補正前									
	補 正	159,331			令和6年度 (2024年度) か ら 令和12年度 (2030年度)	159,331				159,331
	補正後	159,331			令和6年度 (2024年度) か ら 令和12年度 (2030年度)	159,331				159,331
生涯学習センター管理運営事業	補正前									
	補 正	1,341,322			令和6年度 (2024年度) か ら 令和16年度 (2034年度)	1,341,322				1,341,322
	補正後	1,341,322			令和6年度 (2024年度) か ら 令和16年度 (2034年度)	1,341,322				1,341,322
野外活動センター管理運営事業	補正前									
	補 正	200,000			令和6年度 (2024年度) か ら 令和14年度 (2032年度)	200,000				200,000
	補正後	200,000			令和6年度 (2024年度) か ら 令和14年度 (2032年度)	200,000				200,000

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	補 正 区 分	前前年度末 現 在 高	前年度末 現 在 高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普 通 債	補正前	31,997,145	31,070,246	(1,624,000) 7,333,500	1,899,030	38,128,716
	補 正			19,000		19,000
	補正後	31,997,145	31,070,246	(1,624,000) 7,352,500	1,899,030	38,147,716
(1) 社会福祉・厚生文化	補正前	465,777	876,037	(44,700) 1,658,500	103,815	2,475,422
	補 正			19,000		19,000
	補正後	465,777	876,037	(44,700) 1,677,500	103,815	2,494,422
合 計	補正前	47,275,446	45,039,374	(1,624,000) 7,683,500	3,363,998	50,982,876
	補 正			19,000		19,000
	補正後	47,275,446	45,039,374	(1,624,000) 7,702,500	3,363,998	51,001,876

注) 当該年度中起債見込額欄の()は前年度からの繰越分(外書き)である。
当該年度末現在高見込額欄は繰越分を含む。

第 1 2 6 号議案

令和 6 年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 2 号）

令和 6 年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 42,215 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 14,328,075 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

箕面市長 原 田 亮

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰 越 金		千円 1	千円 42, 215	千円 42, 216
	1 繰 越 金	1	42, 215	42, 216
歳 入 合 計		14, 285, 860	42, 215	14, 328, 075

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 基 金 積 立 金		千円 1	千円 33, 104	千円 33, 105
	1 基 金 積 立 金	1	33, 104	33, 105
7 諸 支 出 金		44, 283	9, 111	53, 394
	1 償還金及び還付加算金	44, 283	9, 111	53, 394
歳 出 合 計		14, 285, 860	42, 215	14, 328, 075

令和 6 年度
(2024 年度)

箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第 2 号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 国民健康保険料	3,148,899	0	3,148,899
2 使用料及び手数料	1,728	0	1,728
3 府支出金	9,713,361	0	9,713,361
4 財産収入	1	0	1
5 繰入金	1,388,513	0	1,388,513
6 繰越金	1	42,215	42,216
7 諸収入	25,107	0	25,107
8 国庫支出金	8,250	0	8,250
歳入合計	14,285,860	42,215	14,328,075

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	225,707	0	225,707
2 保険給付費	9,444,046	0	9,444,046
3 国民健康保険金 事業費納付金	4,410,663	0	4,410,663
4 共同事業拠出金	1	0	1
5 保健事業費	156,159	0	156,159
6 基金積立金	1	33,104	33,105
7 諸支出金	44,283	9,111	53,394
8 予備費	5,000	0	5,000
歳出合計	14,285,860	42,215	14,328,075

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	33,104
0	0	0	9,111
0	0	0	0
0	0	0	42,215

2 歳 入
(款) 6 繰越金
(項) 1 繰越金

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
6	繰	越 金	千円 1	千円 42,215	千円 42,216
		1 繰 越 金	1	42,215	42,216
		1 前 年 度 繰 越 金	1	42,215	42,216

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 前年度繰越金	42,215	1 前年度繰越金 42,215 補正後 42,216,000円－補正前 1,000円

(款) 6 繰越金
(項) 1 繰越金

3 歳 出
(款) 6 基金積立金
(項) 1 基金積立金

科 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項	目				
6	基 金 積 立 金		千円 1	千円 33, 104	千円 33, 105	千円 一般財源 33, 104
	1	基 金 積 立 金	1	33, 104	33, 105	一般財源 33, 104
		1 国民健康保険事業 財 政 調 整 基 金 積 立 金	1	33, 104	33, 105	一般財源 33, 104
7	諸 支 出 金		44, 283	9, 111	53, 394	一般財源 9, 111
	1	償還金及び還付加算 金	44, 283	9, 111	53, 394	一般財源 9, 111
		3 保 険 給 付 費 等 交 付 金 償 還 金	1	4, 822	4, 823	一般財源 4, 822
		4 特定健康診査等 負 担 金 償 還 金	1	4, 274	4, 275	一般財源 4, 274
		5 そ の 他 償 還 金	1	15	16	一般財源 15

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
24 積 立 金	33, 104	50 国民健康保険事業財政調整基金積立事業【国民健康保険室】 33, 104
		24 積 立 金 33, 104
		17 国民健康保険事業財政調整基金積立金 33, 104
22 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	4, 822	1 諸支出金事業（保険給付金等交付金償還金）【国民健康保険室】 4, 822
		22 償還金利子及び割引料 4, 822
		1 償 還 金 4, 822
		保険給付金等交付金返還金 4, 822
22 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	4, 274	1 諸支出金事業（特定健康診査等負担金償還金）【国民健康保険室】 4, 274
		22 償還金利子及び割引料 4, 274
		1 償 還 金 4, 274
		特定健康診査等負担金返還金 4, 274
22 償 還 金 利 子 及 び 割 引 料	15	1 諸支出金事業（その他償還金）【国民健康保険室】 15
		22 償還金利子及び割引料 15
		1 償 還 金 15
		その他返還金 15

(款) 7 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付加算金

第 1 2 7 号議案

令和 6 年度箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第 2 号）

令和 6 年度箕面市の特別会計介護保険事業費の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 38,902 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 11,571,409 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

箕面市長 原 田 亮

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国 庫 支 出 金		千円 2,467,431	千円 9,041	千円 2,476,472
	2 国 庫 補 助 金	498,582	9,041	507,623
4 支 払 基 金 交 付 金		3,007,461	10,504	3,017,965
	1 支 払 基 金 交 付 金	3,007,461	10,504	3,017,965
5 府 支 出 金		1,562,870	4,863	1,567,733
	2 府 補 助 金	62,533	4,863	67,396
7 繰 入 金		1,944,377	14,494	1,958,871
	1 他 会 計 繰 入 金	1,796,196	4,863	1,801,059
	2 基 金 繰 入 金	148,181	9,631	157,812
歳 入 合 計		11,532,507	38,902	11,571,409

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 地 域 支 援 事 業 費		千円 475,627	千円 38,902	千円 514,529
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	287,246	38,902	326,148
歳 出 合 計		11,532,507	38,902	11,571,409

令和 6 年度
(2024 年度)

箕面市特別会計介護保険事業費補正予算（第 2 号）説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 保険料	2,540,689	0	2,540,689
2 使用料及び手数料	255	0	255
3 国庫支出金	2,467,431	9,041	2,476,472
4 支払基金交付金	3,007,461	10,504	3,017,965
5 府支出金	1,562,870	4,863	1,567,733
6 財産収入	1	0	1
7 繰入金	1,944,377	14,494	1,958,871
8 繰越金	1	0	1
9 諸収入	9,422	0	9,422
歳入合計	11,532,507	38,902	11,571,409

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	288,885	0	288,885
2 保険給付費	10,674,423	0	10,674,423
3 地域支援事業費	475,627	38,902	514,529
4 基金積立金	1	0	1
5 諸支出金	91,571	0	91,571
6 予備費	2,000	0	2,000
歳出合計	11,532,507	38,902	11,571,409

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	0
0	0	0	0
13,904	0	20,135	4,863
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	0	0
13,904	0	20,135	4,863

2 歳 入
(款) 3 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

科 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
款	項	目			
3 国 庫 支 出 金			千円 2,467,431	千円 9,041	千円 2,476,472
	2 国 庫 補 助 金		498,582	9,041	507,623
	1 調 整 交 付 金		360,736	1,260	361,996
	2 地 域 支 援 事 業 交 付 金		104,382	7,781	112,163
4 支 払 基 金 交 付 金			3,007,461	10,504	3,017,965
	1 支 払 基 金 交 付 金		3,007,461	10,504	3,017,965
	2 地 域 支 援 事 業 支 援 交 付 金		125,367	10,504	135,871
5 府 支 出 金			1,562,870	4,863	1,567,733
	2 府 補 助 金		62,533	4,863	67,396
	1 地 域 支 援 事 業 交 付 金		62,352	4,863	67,215
7 繰 入 金			1,944,377	14,494	1,958,871
	1 他 会 計 繰 入 金		1,796,196	4,863	1,801,059
	1 一 般 会 計 繰 入 金		1,796,196	4,863	1,801,059
	2 基 金 繰 入 金		148,181	9,631	157,812
	1 介護保険給付費準備基金繰入金		148,181	9,631	157,812

節		説 明
区 分	金 額	
	千円	千円
1 現 年 度 分	1,260	1 現年度分 補正後 361,996,000円－補正前 360,736,000円 1,260
1 介 護 予 防 ・ 日常生活支援 総 合 事 業 費 交 付 金	7,781	1 現年度分 補正後 89,071,000円－補正前 81,290,000円 7,781
1 現 年 度 分	10,504	1 現年度分 補正後 135,871,000円－補正前 125,367,000円 10,504
1 介 護 予 防 ・ 日常生活支援 総 合 事 業 費 交 付 金	4,863	1 現年度分 補正後 55,670,000円－補正前 50,807,000円 4,863
2 地 域 支 援 事 業 繰 入 金	4,863	1 介護予防・日常生活支援総合事業費繰入金 補正後 55,670,000円－補正前 50,807,000円 4,863
1 介護保険給付費準備基金繰入金	9,631	1 介護保険給付費準備基金繰入金 補正後 157,812,000円－補正前 148,181,000円 9,631

(款) 7 繰入金
(項) 2 基金繰入金

第128号議案

令和6年度箕面市ボートレース事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和6年度箕面市ボートレース事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度箕面市ボートレース事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（区 分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（ 計 ）
（2）一日平均売上金額	630,952 千円	154,762 千円	785,714 千円

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 ボートレース事業収益	56,865,863 千円	13,577,198 千円	70,443,061 千円
第1項 営 業 収 益	56,824,620 千円	13,577,198 千円	70,401,818 千円
	支	出	
第1款 ボートレース事業費用	56,858,904 千円	13,535,829 千円	70,394,733 千円
第1項 営 業 費 用	54,417,903 千円	12,135,829 千円	66,553,732 千円
第2項 営 業 外 費 用	2,041,000 千円	1,000,000 千円	3,041,000 千円
第4項 予 備 費	400,000 千円	400,000 千円	800,000 千円

令和6年12月2日提出

箕面市長 原 田 亮

予算に関する説明書

令和6年度箕面市ボートレース事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 ボートレース事業収益			56,865,863	13,577,198	70,443,061	
	1 営業収益		56,824,620	13,577,198	70,401,818	
		1 開催収益	54,166,001	13,286,000	67,452,001	舟券売上金、返還金
		4 その他営業収益	1,182,725	291,198	1,473,923	端数切捨金収入、寄附金他

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 ボートレース事業費用			56,858,904	13,535,829	70,394,733	
	1 営業費用		54,417,903	12,135,829	66,553,732	
		1 開催費	44,058,676	10,628,941	54,687,617	舟券の発売・払戻業務その他開催業務に要する費用
		2 交付金	2,965,652	628,867	3,594,519	モーターボート競走法交付金
		4 施設費	2,357,157	551,430	2,908,587	施設借上げに要する費用
		6 委託費	1,645,904	326,591	1,972,495	場間場外発売委託に要する費用
	2 営業外費用		2,041,000	1,000,000	3,041,000	
		1 繰出金	2,000,000	1,000,000	3,000,000	一般会計繰出金
	4 予備費		400,000	400,000	800,000	
		1 予備費	400,000	400,000	800,000	予備費

令和6年度箕面市ボートレース事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(単位 千円)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	6,959	41,369	48,328
業務活動によるキャッシュ・フロー①	△ 17,943	41,369	23,426
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
投資活動によるキャッシュ・フロー②	△ 109,186		△ 109,186
3 財務活動によるキャッシュ・フロー			
一般会計繰出金による支出		△ 2,046,006	△ 2,046,006
財務活動によるキャッシュ・フロー③		△ 2,046,006	△ 2,046,006
4 資金の増加額④＝①＋②＋③	△ 127,129	△ 2,004,637	△ 2,131,766
5 資金期首残高	6,142,363	△ 302,214	5,840,149
6 資金期末残高	6,015,234	△ 2,306,851	3,708,383

予算参考資料

実施計画内訳書

収益的収入及び支出

収 入

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 ボートレース事業収益	56,865,863	13,577,198	70,443,061	
1 営業収益	56,824,620	13,577,198	70,401,818	
1 開催収益	54,166,001	13,286,000	67,452,001	
本場舟券発売金	3,219,300	991,340	4,210,640	本場舟券売上金 4,120,000 970,000 増 本場舟券返還金 90,640 21,340 増
電話投票舟券発売金	41,288,800	10,393,740	51,682,540	電話投票舟券売上金 50,570,000 10,170,000 増 電話投票舟券返還金 1,112,540 223,740 増
場間場外舟券発売金	8,181,315	1,900,920	10,082,235	場間場外舟券売上金 9,865,200 1,860,000 増 場間場外舟券返還金 217,035 40,920 増
4 その他営業収益	1,182,725	291,198	1,473,923	
端数切捨金収入	106,000	26,000	132,000	端数切捨金収入 132,000 26,000 増
時効収入	25,199	5,660	30,859	本場舟券払戻金時効収入 8,240 1,940 増 場間場外舟券払戻金時効収入 19,730 3,720 増
寄附金	1,031,008	259,538	1,290,546	電話投票運営協力金 1,290,546 259,538 増

支 出

款・項・目・節	既決予定額 (千円)	補正予定額 (千円)	計 (千円)	説 明 (千円)
1 ボートレース事業費用	56,858,904	13,535,829	70,394,733	
1 営業費用	54,417,903	12,135,829	66,553,732	
1 開催費	44,058,676	10,628,941	54,687,617	
委託料	1,578,567	307,643	1,886,210	電話投票事務委託 1,529,743 307,643 増
使用料	1,133,220	285,269	1,418,489	中央情報処理装置使用料 1,418,489 285,269 増
払戻金	39,750,000	9,750,000	49,500,000	舟券払戻金 49,500,000 9,750,000 増
返還金	1,166,001	286,000	1,452,001	舟券返還金 1,452,001 286,000 増
雑費	133	29	162	事故補てん金 162 29 増
2 交付金	2,965,652	628,867	3,594,519	
交付金	2,965,652	628,867	3,594,519	モーターボート競走法第25条交付金 2,110,800 470,800 増 モーターボート競走法第30条交付金 826,119 158,067 増
4 施設費	2,357,157	551,430	2,908,587	
賃借料	2,357,157	551,430	2,908,587	住之江競走場賃借料 2,707,155 551,430 増
6 委託費	1,645,904	326,591	1,972,495	
委託料	1,645,904	326,591	1,972,495	場間場外発売委託 1,736,559 326,591 増
2 営業外費用	2,041,000	1,000,000	3,041,000	
1 繰出金	2,000,000	1,000,000	3,000,000	
一般会計繰出金	2,000,000	1,000,000	3,000,000	一般会計繰出金 3,000,000 1,000,000 増
4 予備費	400,000	400,000	800,000	
1 予備費	400,000	400,000	800,000	
予備費	400,000	400,000	800,000	予備費 800,000 400,000 増

第 1 2 9 号議案

箕面市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件

次の者を箕面市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和 6 年 1 2 月 2 日提出

箕面市長 原 田 亮

氏 名 橋 森 正 樹

略 歴

平成 1 2 年 3 月	早稲田大学法学部卒業
同 1 2 年 1 1 月	司法試験合格
同 1 4 年 1 0 月	司法修習終了
同 1 4 年 1 0 月	弁護士登録（現在に至る。）
同 2 0 年 1 2 月	税理士登録（現在に至る。）

同	21年	1月	橋森・幡野法律会計事務所開設（現在に至る。）
同	25年	4月	近畿弁護士会連合会税務委員会副委員長
同	26年	6月	箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会委員
同	26年	12月	大阪桐蔭会計処理問題第三者委員会委員
同	27年	1月	大阪司法書士会綱紀調査委員会外部委員
同	28年	3月	箕面市固定資産評価審査委員会委員（現在に至る。）
同	28年	4月	箕面市行政不服審査会委員（現在に至る。）
同	29年	4月	近畿弁護士会連合会税務委員会委員長
同	30年	4月	大阪弁護士会民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会委員長

（提案理由）

橋森正樹氏を引き続き箕面市固定資産評価審査委員会委員に選任するため、提案するものである。

諮問第2号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和6年12月2日提出

箕面市長 原 田 亮

氏 名 古 川 治

略		歴
昭和47年	3月	桃山学院大学社会学部卒業
同 47年	4月	箕面市立萱野小学校助教諭
同 48年	4月	箕面市立萱野小学校教諭
同 59年	4月	箕面市立萱野青少年会館指導係長
平成 5年	4月	箕面市教育センター所長代理（課長補佐級）

同	9 年	7 月	箕面市教育委員会事務局学校教育部学校教育課主幹（課長待遇） 兼箕面市教育センター所長
同	1 1 年	4 月	箕面市立止々呂美中学校長
同	1 9 年	4 月	人権擁護委員（現在に至る。）
同	2 1 年	4 月	東大阪大学こども学部こども学科長
同	2 2 年	4 月	甲南大学教職教育センター特任教授
同	2 2 年	1 1 月	中央教育審議会専門委員
令和	2 年	4 月	桃山学院教育大学客員教授
同	3 年	3 月	大阪大学大学院人間科学研究科修士課程修了
同	5 年	4 月	大阪第三人権擁護委員協議会常務委員（現在に至る。）

（提案理由）

古川 治氏を引き続き人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。

諮問第3号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和6年12月2日提出

箕面市長 原 田 亮

氏 名 関 隆 徳

略 歴

平成 6 年 3 月	関西大学法学部卒業
同 12 年 4 月	宗教法人青龍寺代表役員（現在に至る。）
同 25 年 4 月	人権擁護委員（現在に至る。）
同 27 年 4 月	大阪第三人権擁護委員協議会常務委員
令和 2 年 4 月	大阪第三人権擁護委員協議会常務委員（現在に至る。）

同 5 年 4 月 大阪第三人権擁護委員協議会監事（現在に至る。）

（提案理由）

関 隆徳氏を引き続き人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。